

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成29年9月26日 午前9時58分～午後3時

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 福田 俊一郎
副委員長 森 満 晃
委員 新原 春 二
委員 瀬尾 和 敬

委員 杉 菌 道 朗
委員 井 上 勝 博
委員 持 原 秀 行

○説明のための出席者

監 査 委 員 篠 原 和 男

市民福祉部長 上大迫 修
市民課長 瀬戸口 良 一
環境課長 内 田 泰 二
川内クリーンセンター所長 原 暢 幸
市民健康課長 檜 垣 淳 子
主幹兼健康企画グループ長 井 上 聡 子
保険・年金課長 西 田 光 寛
課長代理 上 野 博 文
主幹兼国保グループ長 宮 田 高 敬

主幹兼高齢者医療グループ長 園 田 健 一
障害・社会福祉課長 有 西 利 朗
主幹兼障害福祉グループ長 吉 永 義 郎
高齢・介護福祉課長 遠 矢 一 星
介護指導グループ長 北 原 光 治
保 護 課 長 松 尾 和 俊
子育て支援課長 知 識 伸 一

税 務 課 長 道 場 益 男
収 納 課 長 有 村 辰 也

○事務局職員

議事調査課長 砂 岳 隆 一

管理調査グループ員 堀之内 孝 充

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
陳情第 4 号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情書 議案第 117 号 決算の認定について（平成 28 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第 127 号 決算の認定について（平成 28 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算） 議案第 130 号 決算の認定について（平成 28 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）	保 険 年 金 課 （ 市 民 健 康 課 ） （ 税 務 課 ） （ 収 納 課 ）
議案第 117 号 決算の認定について（平成 28 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	環 境 課 川 内 ク リ ー ン セ ン タ ー 市 民 課
議案第 117 号 決算の認定について（平成 28 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第 128 号 決算の認定について（平成 28 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）	市 民 健 康 課
議案第 117 号 決算の認定について（平成 28 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第 117 号 決算の認定について（平成 28 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第 129 号 決算の認定について（平成 28 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 （ 市 民 健 康 課 ）
議案第 117 号 決算の認定について（平成 28 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	保 護 課 子 育 て 支 援 課
若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について（追加日程）	—

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

まず、審査日程についてお諮りします。

本委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めることといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。

ここで、本日からの審査に当たりまして、留意事項を申し上げます。

まず、審査は陳情の審査以外は、決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いません。所管事務調査については行いませんので、質疑をされる場合は、決算に係るものとなるように御留意をいただきたいと思います。

また、各課の審査の冒頭に、部長から決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで1名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合は委員長において随時許可します。

△陳情第4号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情

○委員長（福田俊一郎）まず、継続審査としていました陳情第4号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情を議題といたします。

当局から再度補足説明をお願いいたします。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、前回の委員会でも説明いたしましたが、陳情書の一部に説明したほうがいいのかと思われる箇所がありますので、補足説明資料として配付してあります資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

陳情書の上から5、6行目に「通算すると2013年度から3年間に、3.5%の減額となった」、また、8行目に「年額2万7,300円も減額されたことになる」と記載されている部分につきましては、補足説明資料の改定率の内訳に記載してありますとおり、2013年から2017年度の通算で減要因については陳情者記載のとおり、

マイナスの3.5%であります。増要因としまして2.6%の要因がありますので、通算としましてはマイナスの0.9%となります。

年額の差額につきましても、実際の年額と比較しますと、記載のとおりマイナスの7,200円の減額となります。

○委員長（福田俊一郎）それでは、陳情内容について、当局に確認したい事項があれば質疑を行い、その後、委員間の自由討議により審査を進めたいと思います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）陳情は非常にこの詳細に、この年金の制度がどういうふうになったのかというのを書いてあって、この補足説明資料と比較すると、減要因についてはこのとおりということになっているわけですが、問題は、物価変動ということで、2014年度と2015年度の物価変動があったために、増要因があったということによって、若干こう金額などが変化したということになると思うんですけれども、この物価変動というのは、政府発表されたのがいつになるんですか。その26年度、27年度、この数字はいつわかったんでしょうか。

○課長代理（上野博文）今の井上委員の質問にお答えいたします。

こちら厚生労働省のほうからプレス発表という形で一応出されたのは、26年度が26年1月31日、それと27年度につきましても27年1月30日ということで、いずれも1月末に発表はされております。

○委員（井上勝博）この物価変動というのは、物価が上がれば年金を上げると、物価が下がれば年金を下げると、こういう性格のものですか。

○保険年金課長代理（上野博文）今、井上委員がおっしゃるとおり、物価のその上昇、それから下がったことによって、改定されるわけですが、それには、今度はもう一つプラスして賃金の変動も加味されます。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

ここで質疑を一時中止し、委員間の自由討議を行います。

御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）基本的には、その制度上の問題を指摘して、そして物価変動という要因がここにこう加わったというということでありまして

れども、今政府が示している年金を削減する、そういうこの仕組みをつくっているということには違うと思います。

で、この物価変動については、たまたまこの物価が上がったということによってプラス要因になったということであって、偶然のたまものということで、基本的には私はこの陳情が、趣旨というのは正しい趣旨であったというふうに思います。

そういう点で、ぜひともこれは、前回に続き、皆さんの賛成していただければと思います。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

○委員（瀬尾和敬）私は個人的には、前回の場面でも採択に入ってもいいんじゃないかなと思っていたんですが、どなたかが継続と言われましたので、なお、ここにより正しい資料が添付されたので、これはこれでとてもよかったと思います。それに基づいて採択をしていただければ、ありがたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）それでは、自由討議を終わり、ここで質疑に戻します。

そのほか、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑を終了いたします。

本陳情の取り扱い、いかがいたしますか。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本陳情は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定いたしました。

なお、本陳情の採択に伴う意見書の提出の発議については、後ほど協議しますので、御了承願います。

△議案第117号 決算の認定について
（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第117号 決算の認定について（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題といたします。

保険年金課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）保険年金課の決算概要の説明の前に若干時間をいただきまして、市民福祉部の平成28年度の決算概要に触れさせていただきますと思います。

資料はございませんが、市民福祉部は九つの課、センターで事業を実施しておりまして、一般会計では、217億6,551万1,160円。決算で占める割合は大体40.1%となっております。これの予算に対する執行率については95.8%。復唱しますと、決算に占める割合は40.1%、予算に対する執行率は95.8%でございます。

また、一般会計以外にも四つの特別会計を執行しておりますが、この決算額につきましても、256億8,682万273円でございます。予算に対する執行率は、一般会計よりも若干落ちますが、93.8%となったところでございます。

一般会計、特別会計いずれにしましても、前年度に比べ、決算額のほうが膨らんでいるという状況になっております。

なお、一般会計におきます繰越明許の状況について、触れさせていただきますが、29年度へ繰り越しました事業は5事業で、約2億1,840万7,000円となっております。事業といたしましては、市民課の個人番号カード交付事業、障害・社会福祉課の臨時福祉給付金給付事業、子育て支援課の保育所等整備交付金、市民健康課のすこやかふれあいプラザのといの改修事業、環境課の海岸漂着物等地域対策推進事業等でございます。

以上で、部全体の説明は終わります。あと、それぞれの各課の主要施策について説明させていただき、詳細は課長の説明というふうになろうと思います。

では、早速、保険年金課の関係でございますが、決算附属書の主要成果の部分で説明申し上げます。

決算附属書の65ページをお開きください。

保険年金課では1番でございます。国民年金に関することでは、年金受給権の確保に係る相談、保険料免除の周知のほか、年金制度の広報等、進達等の業務を実施いたしました。

めくっていただきまして、66ページでございます。

2の国民健康保険事業の推進では、事業運営に必要な職員給与費や制度として一般会計から負担

する保険基盤安定等の法定繰り出し、保険料の抑制を目的としました法定外の財政支援等の繰り出しを実施いたしました。

３番目の後期高齢者医療事業の推進では、長寿健診等の実施のほか、人間ドック等の補助事業を実施する特別会計への繰り出しを行ったところでございます。

なお、６７ページから７１ページにかけまして、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業に係ります被保険者や保険給付等の内容を掲げておりますが、説明は省略させていただきます。保険年金課につきましては、国民年金、国保、後期高齢の大きく三つの業務を実施したところでございます。

以上が、私からの保険年金課の施策概要でございます。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、保険年金課分について、当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、平成２８年度の保険年金課に係る一般会計の歳入歳出決算について、説明いたします。

まず、歳出について御説明申し上げますので、決算書の１１５ページをお開きください。

まず、３款１項４目国民年金費であります。支出済額１,７２７万１,６９０円で、嘱託員一名分の報酬及び職員二人分の給与費等で、老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者異動処理及び相談業務などに要した経費であります。

続きまして、１３１ページをお開きください。

４款１項５目国民健康保険対策費であります。支出済額１億９,０１１万８,３０５円であります。支出の主なものは、嘱託員一人分の報酬及び職員１６人分の給与費、国民健康保険事業特別会計への繰出金等であります。

平成２８年度の繰出金につきましては、備考欄の保険基盤安定繰出金から出産育児一時金繰出金までの法定内繰り出し、及び国保事業の運営健全化のため、財政支援分として２億５,０００万円の法定外繰り出しを行っております。

５０万以上の不用額について、御説明申し上げます。

２８節繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金で、出産育児一時金に係る交付税措置分を繰り出しますが、この実績が見込みを下回ったことが主な理由でございます。

次に、同項７目後期高齢者医療対策費であります。支出済額１億５,２２０万８,７６９円で、支出の主なものは、長寿健康診査等委託料、広域連合への負担金補助及び後期高齢者医療事業特別会計への保険基盤安定繰出金であります。

５０万以上の不用額ですが、１９節負担金及び交付金は、広域連合の指示額により、３月に減額補正を行ったところでありますが、見込みより実績額が少なかったことに伴う不用額であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に返っていただき、３１ページをお開きください。

１５款１項２目衛生費負担金１節国民健康保険医療助成費負担金は、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうち、国庫負担分の歳入であり、負担率、国２分の１となっております。

続きまして、３７ページをお開きください。

同款３項２目民生費委託金１節社会福祉費委託金では、保険年金課分は、国民年金事務費交付金であります。本事務は、国において標準的な経費を基準額として定め、それに地域補正係数等乗じて算出されております。

続きまして、３９ページをお開きください。

１６款１項２目衛生費負担金２節国民健康保険医療助成費負担金は、国民健康保険基盤安定繰入金に係る県負担金であり、負担率として、保険料軽減分が県４分の３及び被保険者支援分が県４分の１となっております。

次に、３節後期高齢者医療助成費負担金は、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金に係る県負担金で、負担率は４分の３であります。

続きまして、６７ページをお開きください。

２１款５項４目雑入になりますが、保険年金課分は備考欄の一番上からです。

国保連合会から一般会計積立資産返納金を受け入れているほか、後期高齢者医療広域連合制度事業補助金等を受け入れております。国・県支出金等に該当しないため、雑入で受け入れているところでございます。

財産に関する調書について、国民健康保険高額療養資金貸付基金等がございますが、関連がございますので、次の国保特別会計決算で説明させていただきます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明

がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 132ページの出産育児一時金の繰出金が予定よりも少なかったために不用額が生じたという話だったので、例年というか、この3年間ぐらいのこの出産育児の一時金がどういう推移なのかということを教えていただけますか。

○保険年金課長（西田光寛） 平成27年度の実績が94件、平成28年度は69件に減っております。平成26年度は82件です。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案に係る審査を一時中止します。

△議案第127号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第127号決算の認定について（平成28年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛） それでは、引き続き、平成28年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

決算書は307ページからになります。

また、特別会計につきましては、費目が多いことから、基本的に款単位で簡潔に説明させていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

まず、歳出について御説明申し上げます。

321ページをお開きください。

1款総務費は、支出済額1,731万7,782円で、国民健康保険被保険者証等作成業務委託、国保連合会負担金、納税通知書作成業務委託、国保運営協議会費等が主なものでございます。

次の2款保険給付費は、323ページにかけて、支出済額82億8,940万9,003円で、療養諸費・高額療養費・葬祭諸費・移送費・出産育児諸費を支出しております。件数等につきましては、備考欄及び決算附属書の67ページから69ペー

ジを御参照ください。

次に、323ページの3款後期高齢者支援金拠出金、4款前期高齢者納付金等、5款老人保健拠出金、325ページの6款介護納付金は、それぞれの被保険者数が各保険者において異なるその格差を調整するもので、本市国保保険者としての拠出金等で社会保険診療報酬支払基金へ支払うものであります。

次の7款共同事業拠出金は、支出済額32億3,353万5,137円で、当該拠出金は、高額医療について、国及び県内で再調整するもので、その拠出金になります。なお、レセプト1件80万円以上を対象とする高額医療共同事業と、80万円までの全ての医療費を対象とする保険財政共同安定化事業があります。

50万円以上の不用額は、先の介護納付金と保険財政共同安定化事業拠出金で、国からの確定通知がとれるため減額できないものでございます。

次の8款保健事業費は、支出済額1億6,097万6,256円で、1款特定健診保健指導事業費では、本土支所保健師業務嘱託員等5人の報酬や特定健診・保健指導事業の経費を、2款保健事業費では、糖尿病重症化予防事業や人間ドック利用補助金、レセプト点検嘱託員等三人の報酬、及びジェネリック医薬品差額通知事業などを執行したほか、3款早期介入保健指導事業費では、特定健診の要指導ではない予備群の者に対し、早くから生活習慣の改善指導を行う早期介入保健指導事業を実施しております。

次の327ページ、9款基金積立金については、支出済額14万6,000円で、国民健康保険基金で発生した利息相当額を積み立てたものであります。

次の11款諸支出金でございますが、支出済額1億5,836万3,081円で、1項償還金及び還付加算金のうち、1目一般被保険者保険税還付金、2目退職被保険者等保険税還付金については、国保税の過年度還付金であります。

3目償還金では、備考欄のほうをごらんください。

平成27年度国民健康保険療養給付費等負担金返納金、並びに平成23年度から平成26年度までの国民健康保険財政調整交付金等返還金は、精算による返納金であります。

次に、2項繰出金については、直営診療所施設

勘定への繰り出しと収納率向上対策事業として一般会計へ繰り出したものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

初めに、税務課より国民健康保険税の決算状況を説明し、その後、保険年金課関係分について御説明いたします。

○税務課長（道場益男） 国民健康保険税の収納状況について、収納課分もあわせて説明をいたします。

決算書は、313ページになります。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、収入済額16億3,271万4,684円です。2目退職被保険者等国民健康保険税は、収入済額6,260万7,524円です。

結果といたしまして、一番上の行になりますが、国保全体の収入済額は16億9,532万2,208円であります。収納率は、現年課税分が91.95%、滞納繰り越し分が15.26%で、全体では66.51%となっております。

不納欠損額につきましては、一般分と退職分を合計した5,013万3,273円で、件数は3,410件です。不納欠損処分の主な理由は、担税力未回復によるものが1,466件、時効によるものが1,634件、ほかは所在不明等であります。

収入未済額は8億368万5,579円で、内訳といたしましては、現年度分が1,566人で、歳入還付未済額の1万7,900円を含めました1億3,715万121円、滞納繰り越し分が2,311人で6億6,653万5,458円となっております。

次に、2款使用料及び手数料です。1項手数料2目1節督促手数料は、収入済額150万9,900円です。

不納欠損額は29万4,500円で、これは本税の不納欠損に伴うものであります。

収入未済額は339万350円です。

317ページをお開きください。真ん中あたりになります。

11款諸収入1項延滞金加算金及び過料は、1目一般分及び2目退職分の延滞金で、収入済額は892万4,392円です。過料は発生しておりません。

最後に国民健康保険の加入状況でございますが、世帯数で1万3,653世帯、被保険者数は2万1,089人です。加入割合にして全世帯数

の29.65%、全人口の21.87%となっております。

○保険年金課長（西田光寛） それでは、引き続き、保険年金課から御説明申し上げます。

313ページの下の方をごらんください。

3款国庫支出金からになります。

まず、1項国庫負担金については、療養給付費、高額医療費、特定健診に係る国の負担分でございます。

315ページをお開きください。

同款2項国庫補助金については、財政調整交付金と国保新制度が平成30年度から施行されるための準備事業補助金となっております。

次の4款療養給付費交付金は、支払基金から退職者医療分に係る療養給付費等について交付されるものであります。

次の5款前期高齢者交付金は、国保に加入する前期高齢者の加入割合に応じ、支払基金から交付されるものでございます。

次の6款県支出金においては、各事業の県負担分で、高額医療共同事業負担金、財政調整交付金、特定健診等負担金があります。

次の7款1項共同事業交付金は、高額な医療費に対し、県単位で国保連合会により調整交付されるもので、医療費が月に80万円を超えるものと、保険財政共同安定化事業交付金として80万円までの全てのレセプトを対象としたものがございます。

次に、8款1項1目利子及び配当金につきましては、国民健康保険高額療養資金貸付基金等の利子収入でございます。

次に、313ページの9款1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時繰入金等の繰入金の法定内繰入金のほか、国保事業の財政支援のための法定外繰り入れを2億5,000万円行っております。

11款3項雑入2目一般被保険者第三者納付金、3目退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等により、国保による治療を受けた場合にその費用を加害者から損害賠償として受け入れるもので、国保連合会に委託しているものでございます。

4目一般被保険者返納金は、調定額250万6,235円、収入額137万1,557円、収入未済額77万4,678円。

5目退職被保険者等返納金は、調定額7万5,978円、収入額6万9,608円で収入未済額6,370円でした。この返納金につきましては、資格喪失後の受診や負担割合変更に伴う一部負担金の返納で、毎年発生するものであり、その都度、納付依頼を行っておりますが、面談や電話・文書等で催告を行い、納付の相談をしてきました50件分が未済となっております。今後も粘り強く面談や電話による催告を行っていきたいと考えております。

次の6目雑入につきましては、健康づくり栄養教室の参加者負担金や国保連合会一般会計積立資産返納金、療養費等一部負担金などを受け入れております。

続きまして、329ページをお開きください。

実質収支について、歳入総額138億6,559万9,000円、歳出総額135億2,060万1,000円で、歳入歳出差引額の3億4,499万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は、同額の3億4,499万8,000円となっております。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

380ページをお開きください。

保険年金課関係では、4基金の特定基金で、国民健康保険基金と、381ページの運用基金で、国民健康保険高額療養資金貸付基金があります。

次に、基金の運用状況について御説明いたしますので、387ページをお開きください。

国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、28年度末基金現在残高は2,595万円となっております。

当基金は、高額療養費の支給見込み額1万円以上の支払いが困難な国保世帯に対し、支給見込み内で無利子の貸し付けを行うもので、その貸し付け及び償還状況は、表のとおり114件、貸付金額1,615万8,313円となっております。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）328ページに財政調整交付金の返納があるわけですが、この附属書のほうの70ページを見ると、収納率が26年度が91.6%だったのが、91.9%ということで、若干こう収納率を上げているわけですが、この財

政調整交付金というのは、この収納率との関係でいったらどういう変動があるのかというのをちょっと教えていただきたいんですけど。

○主幹兼国保グループ長（宮田高敬）

328ページにあります財政調整交付金の返還金につきましては、収納率とは関係ございません。

○委員（井上勝博）収納率関係ないとおっしゃったんですけど、前、その前というか、収納率が低いと財政調整交付金にこう響いてくるんだということ何か説明を受けたような気がするんですけども、それは若干の変動では変わらないけれども、やっぱり極端にこう80%とかになれば、それにこう関係してくるものなんですか。

それともう一つは、財政調整交付金は、子ども医療費の負担、医療費の無料化をすると、やはりこれにも関係するというふうに言われているんですけども、そういうことについては、どういうふうになっているんですか。

○保険年金課長（西田光寛）今ありました収納率のほうについては、今のところカットはないところでございます。子ども医療費の分につきましては、今、県が進めようとしています自動償還払いを入れますと、一部カットになるという事情がありますが、本件の場合は、現在しておりませんので、その分に関するカットはないところです。

○委員（井上勝博）あと、この国保については、その法定外繰り入れが2億5,000万ということで、最初繰り入れたときは、確かに県内でもそれほど繰り入れしたところは少なかったと、鹿児島市以外は。だけど、近年になって、かなり繰り入れをこう増やしている。だから2億5,000万というのも、特にたくさんの金額にはなっていないというふうな認識でいるんですけども、他市との関係でこの繰入額が何かわかりますか。どういう認識でいらっしゃいますか。

○委員長（福田俊一郎）資料を持ち合わせておられますか。なければないで、後ほど準備されても結構ですけど。

○保険年金課長（西田光寛）他市の資料につきましては、収集はしておりますけれども、きょうは持ち合わせておりません。申しわけございません。

○委員（井上勝博）モデル世帯という考え方というのは、確かに公の指標というか、それではモデル世帯というのは余り聞かないと。一人当たり

の国保税とか、それから一世帯当たりの国保税とかというふうに平均でこうして、他市との比較をしているわけですが、ただ、やっぱりモデル世帯を設定したほうが、現実的にはこうわかりやすいということで、時々、モデル世帯で比較をしたりする場合があるわけですね。だけど、聞くところによると、今度、県単位化に伴って、モデル世帯で比較をするということらしいんですけども、モデル世帯という考え方については、やはりそういう県もそういう考えを持っているわけですね。ただ、私が示す200万円の所得税四大家族といった場合が、国保世帯数ですと、かなり0.1%とかそのぐらいしかないということなので、市長はよく反論をされるわけですが、そうしたら、じゃあ我が薩摩川内市でこのモデル世帯というふうに考えた場合に、どういったところが実情と合うのかと、どういうケースがモデル世帯といえるのかという、その基準というのは何かこう市としては何か考えていらっしゃるものがないですか。

○保険年金課長（西田光寛） 委員からのいろいろ質問等があった際に、税務課のほうの実際の課税データ等から、ただ、単なる平均値ということで、世帯数の平均と所得の平均というのを本市の場合で幾らぐらいだろうかとということで積算した資料によりますと、本市の場合が一世帯当たり1.56人、所得で言いますと81万3,000円ぐらいの平均所得ということになっております。

○委員（井上勝博） 一世帯1.56人って、平均ですからこういう家族はいないわけで、二人世帯というふうに考えて平均所得83万というのが大体近いというふうに考えてよろしいわけですか。

○保険年金課長（西田光寛） そうですね。

○委員長（福田俊一郎） ほかにありませんか。

質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これから討論を行います。

まず、反対の討論を行います。

○委員（井上勝博） 200万円所得で四大家族のモデル世帯と比較して第2位であると。今、最近のデータでは第3位ということで、やはり高い負担であるということには変わらないわけです。で、法定外繰り入れについては、鹿児島市が一番

多くて21億円、南九州市が2億9,000万円、奄美市が2億5,000万円、これは薩摩川内市と同じです。阿久根市が2億4,000万円、指宿市が2億円ということで、法定外繰り入れをする自治体も非常にふえてきているという中で、今回、国保会計黒字であったということから考えれば、もっとその繰り入れをやって負担を軽くすべきであったということで反対いたします。

○委員長（福田俊一郎） 次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 次に、反対の討論はありませんか。

よろしいですね。これで討論を終わります。

採決します。採決は、起立により行います。

本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[起立多数]

○委員長（福田俊一郎） 起立多数であります。

よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

△議案第130号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第130号決算の認定について（平成28年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛） それでは、平成28年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

決算書は、364ページからになります。

まず、歳出について御説明いたします。

決算書の370ページをお開きください。

1款2項徴収費は、支出総額15万8,860円で、保険料徴収事務に係る経費であります。

次に、2款後期高齢者広域連合納付金は、支出総額11億5,315万5,842円で、広域連合への保険料等の納付金で、徴収した保険料と保険基盤安定分をあわせて納付するものでございます。

50万円以上の不用額は、保険基盤安定分の広域連合への納付金が見込み額より少なかったものによるものでございます。

4款1項1目保険料還付金は、支出総額73万1,400円で、これは、過年度保険料について所得更正等による被保険者への還付金であります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

前に返っていただきまして、368ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、被保険者からの保険料で、収入済額7億4,131万5,600円になります。

平成28年度の収納状況につきましては、後期高齢者医療保険料には、年金天引きによる特別徴収とその他の普通徴収がございます。特別徴収につきましては、現年度分は、調定額4億8,559万7,900円、収入済額が4億8,608万700円で還付未済額が48万2,800円あり、収納率100%であります。普通徴収分につきましては、現年度分が調定額2億5,647万8,700円、収入済額2億5,159万700円、差し引き収入未済額500万5,800円で収納率98.1%となっており、過年度分につきましては、調定額941万7,700円、収入済額364万4,200円、不納欠損額が90万9,700円、収入未済額486万3,800円で、収納率は38.7%で、普通徴収全体で96.0%となっております。

不納欠損額90万9,700円は、保険料の時効成立2年が経過することから、不納欠損処分いたしました。時効成立理由は、本人死亡によるものや納入困難者が主なものでございます。内訳としまして、死亡が5件の73万9,100円、納入困難の分が2件の17万600円となっております。

過年度分まで含めました収入未済額は986万9,600円で、収納対策として、臨戸や電話、確約書等による時効中断を行うなど収納向上に努めております。今後においても、口座振替の推進や年金支給月を中心に徴収計画を立てるなど、収納率向上を図っていくこととしております。

なお、還付未済額は、死亡等の理由により、保険料を返還する必要がありますが、御遺族の口座等の確認に時間を要するため、今年末をめどに処理を行う予定としております。

続きまして、2款使用料及び手数料につきましては、保険料に係る督促手数料で、調定額21万5,600円、収入済額が15万8,900円となっており、保険料と同様、4,800円を不納欠損

処分しております。

次に、4款1項一般会計繰入金4億1,158万842円は、保険基盤安定繰入金で、低所得者に係る保険料軽減分であり、公費で補てんするものでございます。

次に、6款諸収入2項1目保険料還付金73万300円は、保険料の還付分について、広域連合からの返還を受け被保険者へ返すものでございます。

次に、372ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額11億5,684万円に対しまして、歳出総額11億5,404万6,000円で、歳入歳出差引額は、279万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は、同額の279万4,000円となっております。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）附属書の66ページで、長寿健診受診者数というのが、26年度が35.5%だったものが、28年度61.8%と、受診率が相当ふえてきているわけですが、これはとりわけその何かこう理由というのはどういう理由なんでしょうか。

○主幹兼後期高齢医療グループ長（園田健一）後期高齢医療グループ長の園田です。

ただいまの井上議員の御質問ですが、26年度に比べ、27年度が極端に受診率が上がったかという御質問だと思いますが、これにつきましては、これまで生活習慣病の患者は長寿健診を受けさせておりませんでした。生活習慣病の患者につきましても長寿健診を受けるように広域連合のほうで方向転換をしたためということが理由として挙げられます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

ただいま討論の声があります。これより討論を行います。

まず、反対の討論から行います。

反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）後期高齢者医療制度は、高齢者を差別するものとしてかなりの批判があつて、そして誕生したものでありますけれども、高齢者がふえればふえるほど、医療費が上がり、高齢者の負担がふえるという仕組みになっています。制度そのものに問題があるということで、廃止を求め、反対するものです。

○委員長（福田俊一郎）次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）これで討論を終わります。

採決します。採決は、起立により行います。

本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（福田俊一郎）起立多数であります。

よつて、本決算は認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△環境課及び川内クリーンセンターの審査

○委員長（福田俊一郎）次は、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止しておりました議案第117号決算の認定について（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題といたします。

初めに、決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）では、決算附属書におきまして、環境課分の施策概要を説明させていただきます。

附属書の50ページをお願いいたします。

環境課では、1番の環境保全対策の推進におきまして、環境基本計画に関係します環境審議会の運営、ウミガメ保護対策、蘭牟田池の環境保全の

ほか、花いっぱいまちづくり事業を実施いたしました。

右側、51ページになりますが、2番目の公害対策の推進では、水質、悪臭、振動等の測定並びに市民等からの公害等の苦情の対応を行ったところであります。

また、3番目のごみ処理の適正な処理につきましては、廃棄物の排出抑制の啓発、衛自連、環境美化推進委員との連携によりまして環境美化・不法投棄対策の取り組みを実施いたしました。

めくっていただきまして、52ページをお願いいたします。

4番目のリサイクルの推進におきましては、一般廃棄物の処理のほか、リサイクル及びごみの減量化等の対策を講じたところでございます。

さらに、下段の5番目でございます。ごみ処理施設の適正な維持管理では、最終処分場12カ所、及び甌地域3クリーンセンターの維持管理を実施いたしました。

右側、53ページでございます。

6番目の衛生災害対策の推進では、共同墓地特別災害復旧補助金の執行を実施し、7番目の狂犬病予防対策の推進におきましては、犬の登録と狂犬病の予防接種の実施をいたしましたところでございます。

めくっていただきまして、さらに54ページでございます。

8番のし尿処理施設の適正な維持管理におきましては、汚泥再生処理センターの運営委託等により、地域発生し尿の施設処理を実施いたしました。

9番目でございますが、葬斎場・市営墓地の管理では、葬斎場4施設及び市営墓地の維持管理を行ったところでございます。

最後になりますが、10番目のその他になりますけれども、災害時のし尿くみ取り場の助成等を実施したのが環境課の施策の概要でございます。

続きまして、クリーンセンターの関係まで説明させていただきます。

資料につきましては、56ページをめくつて、56ページをお開きください。

川内クリーンセンターにおきましては、1番目の資源ごみの減容・再資源化、2番目の廃棄物の適正処理、58ページの3番目、一般廃棄物収集運搬の3業務となっております。

平成28年度におきましては、施設の老朽化に

伴います基幹的な設備改良事業へ着手、また最終処分場の延命化対策を継続したほか、一般家庭ごみの収集、焼却、資源ごみ等の回収・減容など具体的ごみ処理等を実施した状況でございます。

以上が、川内クリーンセンターの施策概要であります。

これより、内田環境課長、原クリーンセンター所長のほうが決算の概要説明を申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、環境課分について、当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、初めに、歳出について説明をいたします。

決算書の127ページをお開きください。

3款5項1目災害救助費のうち、環境課分の支出済額は3,965円で、大雨によるくみ取り料助成2件分でございます。

次に、131ページをお開きください。

4款1項4目予防費のうち、環境課分の支出済額は114万6,577円で、備考欄の狂犬病予防事務費は、畜犬管理システム保守管理業務委託が主なものでございます。

次に、133ページをお開きください。

8目環境衛生費の支出済額は1億4,556万3,361円で、備考欄の環境総務一般管理費は、一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託や衛生自治団体連合会運営補助金が主なものでございます。

環境保全対策費は、蘭牟田池生態系調査業務委託ほか4件、地球温暖化対策費は、エネルギー管理システム使用料、花いっぱいまちづくり推進事業費は、シンボル花壇維持管理業務委託と快適環境づくり補助金の83件分でございます。

50万円以上の不用額ですが、19節負担金補助及び交付金の60万8,000円は、快適環境づくり補助金の執行残でございます。

次に、135ページをお開きください。

9目公害対策費の支出済額は582万4,763円で、環境測定調査業務委託ほか1件が主なものでございます。

10目葬斎費の支出済額は5,592万2,104円で、市営墓地管理費は川内芸ノ尾第1墓地等指定管理ほか4件でございます。葬斎場管理費は、川内葬斎場やすらぎ苑指定管理料ほか3件が主なものでございます。

50万円以上の不用額ですが、13節委託料の256万1,136円は、葬斎場指定管理委託料の年度末精算に伴う執行残でございます。

2項1目清掃総務費の支出済額は87万1,643円で、清掃総務一般管理費は、川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金が主なものでございます。

同じく、135ページ下段の5目ごみ処理費のうち、環境課分の支出済額は5,873万375円で、不法投棄対策費のほか、137ページの環境美化推進事業費は、環境美化推進員の謝金が主なものでございます。一般廃棄物処理費のうち、環境課分は、公設ごみステーション分別指導等業務委託が主なものです。資源ごみ分別推進事業費は、地区コミ分別収集報奨金とごみ減量再資源化補助金です。甌島クリーンセンター管理費は、鹿島クリーンセンターほか解体工事に伴う事前調査及び発注仕様書作成業務委託ほか4件が主なものでございます。最終処分場管理費のうち、環境課分は、川内木場茶屋最終処分場汚水処理施設維持管理業務委託ほか9件が主なものでございます。

50万円以上の不用額ですが、13節委託料のうち、環境課分の52万3,123円は、緊急性を要する事案がなかったため未執行であった不法投棄対策費の18万円と委託料の執行残の積み上げでございます。

次に、139ページをお開きください。

6目し尿処理費の支出済額は3億4,196万6,978円で、上甌投入施設管理費は、中甌中野浄化センターのし尿投入施設下水道使用料が主なものです。下甌環境センター管理費は、下甌地域浄化槽汚泥及びし尿運搬業務委託ほか2件が主なものです。汚泥再生処理センター施設管理費は、同施設の運営事業に関する維持管理・運営委託ほか1件でございます。

50万円以上の不用額ですが、13節委託料の485万1,320円は、汚泥再生処理センター施設管理費の実績確定後の精算に伴う執行残が主なものです。

次に、177ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費のうち、環境課分の支出済額は119万4,000円で、特別災害復旧補助金ほか4件でございます。

次に、207ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費

のうち、環境課分は該当する事案災害がなかったため未執行でございます。

次に、ただいま説明しました歳出執行の中で、50万円以上の予算流用で対応したものを説明いたします。

別冊の議会資料「平成28年度決算に係る50万円以上の節間流用一覧」の1ページをお開きください。

環境課分は、1ページの下から3段目の9番で、木場茶屋最終処分場内の污水处理施設に設置してある原水ポンプと中継汚水ポンプの故障を修繕するため、事項、甕島クリーンセンター管理費の13節委託料から最終処分場管理費11節需用費に64万6,000円を予算流用し、予算執行したものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

決算書の17ページをお開きください。

14款1項3目1節衛生使用料のうち、環境課分は、葬斎場使用料の火葬料等8件でございます。

次に、27ページをお開きください。

2項3目1節衛生手数料のうち、環境課分は、27ページから29ページにわたって記載してございますが、廃棄物処理手数料等8件でございます。

次に、41ページをお開きください。

16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち、環境課分は、掲載は43ページでございます。海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金等2件でございます。

なお、900万円が収入未済となっておりますが、これは、平成28年度末に交付決定のあったことにより、平成29年度に繰り越すことになりました海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金でございます。

次に、49ページをお開きください。

3項3目1節保健衛生費委託金のうち、環境課分は、権限移譲事務委託金でございます。

次に、51ページをお開きください。

17款1項1目1節土地建物貸付収入のうち、環境課分は、し尿中継用地貸付料に係るものでございます。

次に、55ページをお開きください。

2項2目1節物品売払収入のうち、環境課分は、57ページに記載してございますが、資源ごみ売払収入が主なものでございます。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入のうち、環境課分は、65ページに記載してございますが、火葬料実費収入金等3件でございます。

次に、376ページをお開きください。

財産に関する調書出資による権利で、下から7行目、県環境整備公社出捐金62万7,000円でございます。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、川内クリーンセンター分について、当局に補足説明を求めます。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）引き続き、平成28年度決算の川内クリーンセンター分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

決算書は135ページになります。4款2項5目ごみ処理費の支出済額のうち、川内クリーンセンター執行分は10億3,271万5,779円でございます。

事業は、137ページ備考欄、一般廃棄物処理費の川内クリーンセンター分は、家庭から排出された一般廃棄物及び資源物の収集運搬等の業務委託9件分でございます。

次に、事業、資源ごみ処理施設管理費は、ペットボトル等の資源物の減容業務委託料でございます。

次に、事業、川内クリーンセンター管理費は、一般廃棄物処理施設整備事業審査委員会委員3人分の報酬、職員2名分の職員給与費、光熱水費、焼却設備の大規模補修ほか7件の修繕料、川内クリーンセンター運転管理業務委託ほか6件の委託料、川底公民館・小倉自治会への地域振興補助金が主なものでございます。

次に、事業、最終処分場管理費のうち、川内クリーンセンター分は、139ページ、備考欄になります。川内クリーンセンターの発生焼却灰・飛灰及び埋立廃棄物の収集運搬・処分業務に係る委託料が主なものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書は17ページになります。17ページをお開きください。

14款1項3目1節衛生使用料の川内クリーンセンター分は、備考欄、行政財産使用料、N T T・九州電力等の電柱等、それから自動販売機の土地貸し付けに係る使用料でございます。

次に、29ページになります。

14款2項3目1節衛生手数料の川内クリーンセンター分は、備考欄の廃棄物処分手数料と特定家庭用機器（家電リサイクル品）の運搬手数料でございます。

次に、51ページになります。

17款1項1目1節土地建物貸付収入の川内クリーンセンター分は、備考欄下から4行目、5行目になります。自動販売機、NTTドコモ中継局への賃地料でございます。

次に、57ページになります。

17款2項2目1節物品売払収入の川内クリーンセンター分については、資源ごみの売払収入でございます。

次に、67ページになります。

21款5項4目1節雑入の川内クリーンセンター分は、備考欄中ほどの少し下、遺失物取得金からPETボトル等有償入札拠出金までの4件でございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）この50万円以上の流用についてなんですが、甌島クリーンセンターの管理費が木場茶屋の最終処分場内のポンプの修繕に使われるということなんですが、この流用というのはどういった範囲内でできるというふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○市民福祉部長（上大迫 修）私のほうから理由について説明申し上げます。

決算書のほうを、歳出のほうを見ていただきますと、今、議員の言われました部分については、決算書の事項別明細の中の流用増減のところに出ていますけど、基本的には決算書に出るのは目間の流用になります。

ただいま説明、資料に基づいて説明しましたのは、節間の流用でございますので、同じ目内のAとBという事業間であれば、基本的には全て流用はできますけれども、禁止規定等もございまして、人件費をふやしたり時間外をふやしたりとかいったものはできませんし、食糧費など一般的にきちっとした監査の対象となるようなものについては禁止指定が一部にありますけど、基本的には同じ目内の事業間であれば、禁止規定をかからないも

のについては全て流用ができます。よって、委託料から需用費に流用したり、備品購入に流用したり、修繕料に流用したりということは可能でございます。

要するに、同じ目的の中で事業間で必要なもの、財源に不足が生じた場合は、禁止規定に抵触しない範囲においては流用ができるという形で運用させていただいています。

○委員（井上勝博）あと、エコパークに焼却灰を搬入、こっちから言うと搬出、搬入しているんですかね。今までは、搬入料というのは単価というか、そういうようなのはどうしているんですかと聞いたときに、今までは、それはお答えができませんということだったんですけれども、決算資料が出たわけですから、今どうなっているのか、その辺お尋ねしたいと思います。

○環境課長（内田泰二）搬入の量は、また別で説明いたしますが、単価につきましては、毎回申し上げているとおり、他の事業者さんとの影響の関係がございますので、1トン当たり幾らという明確なちょっと回答は差し控えさせていただきたいと思います。決算資料の中で数字は出ておりますので、搬入量は後ほど申しますので、逆算すると大まかな数字というのは出るかと思いますが、よろしく願いいたします。

クリーンセンターの所長が数量は説明します。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）数量について御説明いたします。

決算附属書の57ページをお開きください。

（4）に焼却灰等の搬出处分ということで、28年度分につきましては、焼却灰2,486.11トン、それから飛灰980.07トン、それから埋立廃棄物5,443.88トンを搬出しております。

それから委託料につきましては、決算資料の105ページになります。

川内クリーンセンター分の最終処分場管理費の委託料1億6,941万5,251円ということで御説明申し上げます。

○委員（井上勝博）ちょっとこの決算資料のこのページ数がちょっと確認できなかったので申しわけないです。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）済みません、決算資料1のほうの105ページになります。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

○委員（新原春二）ちょっと葬斎場の関係で、さつま町のほうにお願いをしている分なんですよね。このさつま町のほうに入来、祁答院の火葬については124件、28年度はお願いをしたということでもありますよね。

それで、決算の中で火葬料差額助成金で33件、46万4,000円出てるんですが、124件お願いをして、補助金で、助成金で出したのが33件ということは、あと残りについては補助は要らなかったということですか。その説明をお願いします。

○環境課長（内田泰二）さつま町に124件支払う分は、主に入来、祁答院で火葬された方の分で、2万円を掛ける124件分をさつま町のほうに火葬料として払っております。

それと、もう1件のお尋ねの33件の分は、これは市外で、市外、いちき串木野市とか鹿児島市で火葬された方に対して、助成、その差額の助成をしておりますので、その分になります。

完全に別個でございます。

○委員（新原春二）その分を含めてなんですが、前、入来、祁答院の方はもう当然さつま町が近いわけで、基本的にはやっぱり薩摩川内市ですから川内市の火葬場に持って来られるのが当然なんですよね。そうした場合に、経費も要らないわけですから、さつま町の今まで広域連合でされていた分で、どうしてもそこが経費的に厳しいということで、薩摩川内市2町をいただけませんかという、前の合併当時のいきさつでずっとなってきた、今もう十何年なっているんですが、将来的にずっとそれを継続されていくのか、そこら辺の見通しというのは、検討されていますか。もう今のままでずっといかれるということなのか、それでもいいんですけど。

○環境課長（内田泰二）ちょっとそのさつま町で火葬されるというちょっと経緯は私、承知しておりません。ちょっと初めて聞いたんですけども、地元の方の利便性とかを考えた場合に、収骨に行くにしても近いほうがいいのではないかと、そういうふうに考えておりますけれども。今後どうしようというところについては、ちょっと検討はまだしておりません。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課、川内クリーンセンターの審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、市民課の審査を行います。

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、市民課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）それでは、決算附属書の46ページをお願いいたします。

市民課では、1番でございますが、部に係る総合的な調整に関する業務を担っております。部内統括課の業務といたしまして、予算編成を初め、部内における施策等の調整の業務を実施いたしました。

二つ目でございます。人権教育・啓発に関することでは、人権教育・啓発基本計画に基づく人権の教育・啓発活動、及び人権対策事業審議会の運営、並びに小学校における人権の花運動等の支援実施をいたしました。

次に、3番目、交通災害共済事業に関することでございますが、共済事業への加入促進、並びに交通事故により被災された方への災害見舞金の請求事務等を実施いたしております。

次に、右側47ページでございます。

4番目の戸籍及び住民基本台帳に関することでは、法令に基づく届け出等の受付、処理のほか、実態調査等を行っております。

めくっていただきまして、48ページをお願いいたします。

48ページの5番目、ワークに関することでございますが、ネットワ住民基本台帳ネットワークシステムの維持・運用のほか、住民基本台帳カードの管理及び個人番号カードへの切りかえの周知、コンビニ等での証明交付に係ります業務管理を実施したものでございます。

右側、49ページの6番目の個人番号カードの交付に関することでは、個人番号カードの周知、及び交付申請等の事務、並びに運用管理等を行ったところでございます。

以上が、市民課の実施しました施策の概要でご

ざいます。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、市民課分について、当局に補足説明を求めます。

○市民課長（瀬戸口良一）歳入歳出決算の市民課分について、まず、歳出について説明いたします。

決算書の81ページをお開きください。下のようになります。

2款1項1目一般管理費のうち、市民課分は、めくっていただきまして、次のページ83ページ、備考欄11行目にあります市民政策調整費で、支出済額9,663万9,305円であります。

電話交換等行政事務嘱託員5人分の報酬及び職員給与費5人分が主なものであります。

なお、50万円以上の不用額としまして、市民福祉部の筆頭課として所管しております3節職員手当のうち、時間外勤務手当の382万831円がありますが、部内の各課が事務の効率化に積極的に取り組んだ成果と考えております。

次に、97ページをお開きください。

2款1項12目市民相談交通防犯費のうち、市民課分は、備考欄8行目にあります市民相談事務費の市民課分及び備考欄中ほど下に記載の交通災害共済事業費あわせまして、支出済額1,319万2,570円であります。市民相談事務費の主な支出は、人権対策事業審議会委員報酬及び川内人権擁護委員協議会への負担金です。交通災害事業費の主な支出は、県市町村交通災害共済給付事業負担金は雑入で受けました加入申込金を県市町村総合事務組合へ支出する負担金であります。

なお、50万円の不用額といたしまして、19節負担金補助及び交付金の不用額192万5,297円のうち、120万9,500円がこの負担金であります。不用額となった理由は、加入申し込みのほとんどが、2月から3月に収納されることから、正確な収入見込みが立てられず、3月補正予算での減額対応ができなかったことによるものです。

次に、103ページをお開きください。下のようになります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費です。支出済額2億6,039万1,659円です。

繰越明許費の750万2,000円は、マイナンバーカードの発行申請に遅滞なく万全に対応する

ため、所要の措置を講じておりましたが、年度内の執行完了が困難となり、翌年度に繰り越すこととなったものであります。

備考欄をごらんください。

住民基本台帳費の主な支出は、本庁・支所15人の行政事務嘱託員報酬、及び本庁・支所27人の職員給与費など、人件費のほか、戸籍・証明発行システム更新機器一式ほか1件の使用料及び賃借料などです。

次のページめくっていただいて、105ページの備考欄です。

住民基本台帳ネットワークシステム事業費の主な支出は、使用料及び賃借料の住民基本台帳ネットワーク機器一式ほか3件とコンビニ交付に係る運営負担金となっています。

また、次の個人番号事業費の主な支出は、1名の行政事務嘱託員報酬と通知カード・個人番号カードの関連事務の委任に係る交付金であります。

以上で、歳出を終わります。

次に、歳入について説明いたします。

27ページをお開きください。

14款2項1目1節総務手数料のうち、市民課分は、備考欄中ほど記載の戸籍手数料ほか6件で、収入未済はございません。

次は、33ページになります。

15款2項1目総務補助金17節個人番号カード交付事業費補助金は、個人番号カード交付に係るもので、事業実施に対する全国市町村割りの補助金と事務経費が交付されたものです。

なお、収入未済750万2,000円は、歳出で述べました戸籍住民基本台帳費の繰り越しにより、収入未済となったものです。

次に、37ページです。

15款3項1目総務費委託金1節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金は、外国人の住所異動等に伴う事務費で国の交付基準による人件費と物件費の委託金であります。

次は、47ページです。一番下のほうになります。

16款3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金のうち、市民課分は、備考欄下段記載の地域人権啓発活動活性化事業委託金で、指定された小学校が行う人権の花運動に係る経費で、1校当たり5万円の委託金であります。

次は、49ページです。

3節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態事務委託金は、出生・死亡等の状況を厚生労働省が把握するための調査で、前年度受理数から算出された委託金であります。

次は、55ページです。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち、市民課分は、当該備考欄上から10行目、医療福祉対策基金の利子収入であります。

次は、59ページになります。

19款1項18目1節医療福祉対策基金繰入金は、済生会川内病院のMRI購入に係る市民健康課所管の高度医療機器整備補助金に充てるため、後ほど基金運用状況でも説明いたしますが、医療福祉対策基金から繰り入れたものです。

次に、65ページです。

21款5項4目1節雑入のうち、市民課分は、備考欄の下の方にあります4件で、主なものは、県市町村交通災害共済事業に係る会費、事務費、加入促進費収入です。

収入未済はございません。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、380ページの基金運用状況について、説明いたします。

表の上から5番目、医療福祉対策基金です。前年度末現在高は6,739万7,000円、年度中の増減は4,998万3,000円の減で、年度末残高は1,741万4,000円となりました。

増減の内訳は、歳入の繰入金で説明しました済生会川内病院のMRI購入に係る市民健康課所管の高度医療機器整備補助金に5,000万円を取り崩し充てたことと、利子積立の1万7,000円です。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）マイナンバーなんですけれども、私が今気づいているのでは、一つは、市営住宅のその収入の申告のときにマイナンバーつけてください。それから、年金の関係でマイナンバーを書いてくださいと。それから介護の関係でマイナンバー書いてくださいというふうになっているわけですが、年金については、政府のほうも書かなくても受理するというふうになっているようなのですが、市営住宅の場合は、これは許されな

いんだという説明だったんですね。

しかし、マイナンバーというのは、住民票がわかれば、そのマイナンバーは市役所のほうでわかるわけであって、何も私たちがこう危険、危険といふかな、こうマイナンバーが漏えいする危険を回避するためにも、あんまり持ち歩かないほうがいいわけだし、書いてしまえばまたそれを誰かほかの人が見る場合もあるわけだから、もう市役所のほうで住民票とマイナンバーわかっているわけですから、そういうのはちゃんと照会して処理すればいいのではないかというふうに思うんですけれども、その辺については、今どういうふうになっているのでしょうか。

○市民課長（瀬戸口良一）このマイナンバーの番号についてですが、住宅でしたら、建築住宅、それぞれの業務に応じて証明交付とか窓口にいらっしゃいます。これは、もう法に基づいて決まったものにしか利用できません。ですから、証明交付の依頼が来ますと、それが間違いなく何に使うかというのを聞きまして、住民票とかを、市営住宅であれば交付しております。また、年金については、マイナンバーカード、これのコピーですとか、それがなければ、やはりその住民票のコピーが必要とか、それぞれの業務によって違います。ですから、これらを各課で照会するというのは、まず今のところございません。一たん、いろんな理由がありまして、一たん市民課がそういう証明を出すとか、あとはそれに応じて、持っているマイナンバー、それとか通知カード、それをもとにそのコピーでいいとか、各業務それぞれによって違います。

○委員（井上勝博）マイナンバーを記入するときに、やっぱりこう書類に書くわけですが、カードがどこにあるかわからないということで、書いたほうがいいんだろうかというような問い合わせがあったりするわけです。で、年金は少なくとも書かなくても受理するというふうになっているんで、それは説明しているんですけれども、市営住宅の場合は、それができないというようなふうで、何かこうまちまちというか、書いても受理できる、書かないと受理できない、そういうものがあることが何かこうすごく混乱するわけなんですけれども、その辺について、例えば年金の場合は、今、年金の何か申請用紙みたいなのが来て書きなさいとなっている。だけど、それは書かなく

てもいいというふうになっているんですよね。そういうことがちゃんと市民に伝わっていない。わからないという現状というのは、何かちゃんとした情報を出さないといけないんじゃないかと思うんですけども、その辺についての考え方なんですけれども。

○市民課長（瀬戸口良一） それぞれの市営住宅については必要ということで、法的にやっぱり証明が必要ということで市民課に来られます。

年金については、その必要ないというのは、出す申請によって違うと思います。ほとんどが、もうコピーが必要ですか、通知カードとか、マイナンバーカードのコピーが必要とか、聞いております。

井上議員のその質問、ちょっといま一度、そういうものをどういうものに使われているかは、こちらのほうで調査してみたいと思います。整理してみたいと思います。

○委員（井上勝博） 先週号の私の民報の「きずな」に、裏面に書いてありますので、ぜひ見て研究してみてください。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次は、市民健康課の審査を行います。

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） それでは、市民健康課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修） 決算附属書の59ページをお願いいたします。

市民健康課では、1番になりますが、保健・医療体制の整備の部分になります。救急・小児・周産期等の医療体制の確保や、休日夜間帯におきます医療環境の維持、看護師確保に係ります川内看護専門学校への運営支援、地域基幹病院に対します高度医療機器の整備等に対する支援を行っております。

また、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の甑島の診療所運営に対します一般会計からの支援のほか、川内地域におけます5診療所での診療、甑島での巡回医療などを実施しているところでございます。

60ページをお願いいたします。

2番目の保健センターの管理運営でございますが、すこやかふれあいプラザ、保健センター、及び支所の保健センターの管理と活用を図っているところでございます。

三つ目の健康づくりになりますけれども、保健指導事業のほか、乳幼児・妊婦の健診など、母子保健などの母子保健事業、生活習慣予防等を目的としました健康教育指導、一般健診やがん検診等の実施を行ったものであります。

次に、63ページでございます。

63ページにつきまして、4番目、感染症等予防対策では、任意予防も含め、ごらんの各種予防接種等の実施を行っております。

64ページをお願いいたします。

64ページからにつきましては、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計に係るものであり、甑島地域の6診療所におけます診療事業等の概要であります、説明は省略させていただきます。

私からの施策概要の説明は、以上で終わらせていただきます。

○委員長（福田俊一郎） 引き続き、一般会計歳入歳出決算中、市民健康課分について、当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子） 市民健康課に係る平成28年度の決算について、御説明申し上げます。

まず、一般会計歳出について御説明いたしますので、決算書の127ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費は、支出済額9億2,683万252円のうち、市民健康課に係る支出済額は、5億8,060万5,231円です。備考欄に示してある事項の主なものについて御説明いたします。

事項、保健衛生一般管理費の主なものは、職員35名の人件費になります。

事項、予防接種事故救済措置費は、予防接種事故の被害者1名に対する障害年金が主なものになります。

診療所管理費の主なものは、川内地域5カ所の

診療所に係る維持費等であります。

巡回診療事業費は、甌島4地域における特定診療科巡回診療に係る事業負担金などの経費が主なものであります。

保健対策推進事業費の主なものは、食生活改善推進事業に伴う食生活改善推進員への謝金等が主なものであります。

129ページをお開きください。

地域医療対策費は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金や高度医療機器の整備に伴う補助金が主なものであります。

次に、同じく2目保健センター管理費は、支出済額3,016万6,231円で、備考欄の事項のうち、主なものについて御説明いたします。

すこやかふれあいプラザ管理費は、すこやかふれあいプラザの維持管理に係る委託料や光熱水費であります。なお、同事項のうち、すこやかふれあいプラザの雨漏り改修工事に係る工事請負費867万円については、当初予定していた工法から、より確実な防水効果が期待できる工法での施行を選択した結果、年度内に工事が完了しないこととなったため、平成29年度に繰り越して執行することとしております。

保健センター管理費は、本土地域4カ所、甌島地域2カ所の保健センター等の維持管理に係る委託料や光熱水費であります。

同じく3目保健指導費は、支出済額2億4,922万7,107円で、備考欄の事項のうち、主なものについて御説明いたします。

保健指導費の主なものは、健康管理システム等保守委託料及び同システムの賃借料であります。

母子保健事業費の主なものは、妊婦・乳幼児健康診査に係る委託料、不妊治療費助成金であります。

131ページをお開きください。

健康増進費は、胃がん検診や乳がん検診などの業務委託料が主なものであります。

次に、同じく4目予防費は、支出済額2億7,069万1,251円のうち、市民健康課に係る支出済額は、事項、感染症等予防費の2億6,954万4,674円で、各種予防接種に係る委託料及び予防接種に伴うワクチン代が主なものであります。

なお、以上、御説明いたしました歳出執行に当たって、50万円以上の予算節間流用について対

応いたしましたので、その状況について御説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧をごらんください。

市民健康課の一般会計における50万円以上の節間流用は、資料1ページの10番から2ページの13番までです。

まず、10番は、祁答院保健センター調理実習室のエアコンの経年劣化による修繕について、同機種が製造中止予定であることが判明したため、事項、保健センター管理費の11節需用費から同事項、18節備品購入費に50万7,000円予算流用し、予算執行したものであります。

次に、11番から2ページの13番までは、事項、感染症等予防費の13節委託料で、予算措置した予防接種委託業務において、それぞれ乳幼児及び高齢者の定期予防接種者数が当初の見込みよりも上回ったことから、同事項、負担金補助及び交付金から、それぞれ68万8,000円、243万円、359万8,000円予算流用し、執行したものであります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、15ページをお開きください。

13款2項2目衛生費負担金の1節保健衛生負担金は、未熟児養育医療費負担金で、養育医療に伴う所得に応じた自己負担金です。

17ページをお開きください。

14款1項3目衛生使用料の1節衛生使用料は、備考欄の中ほどに市民健康課分があります。

すこやかふれあいプラザ施設使用料は、すこやかふれあいプラザの利用に伴う施設使用料、行政財産使用料は、ソーラーパネルの屋根貸しや、自動販売機などの設置に伴う財産使用料になります。

樋脇保健センター使用料は、樋脇保健センターの利用に伴う施設使用料であり、行政財産使用料は、西方診療所敷地内の電柱設置に伴う財産使用料であります。

35ページをお開きください。

15款2項3目衛生費補助金の1節保健衛生費補助金は、母子保健衛生費等補助金で、未熟児養育医療に係る国庫負担金です。

妊娠・出産包括支援事業補助金は、産後ケア事業に伴う国庫補助金であります。

39ページをお開きください。

16款1項2目衛生費負担金の1節保健衛生費

負担金は、未熟児養育医療費負担金で、未熟児養育医療に係る県の負担金であります。

43ページをお開きください。

同じく2項3目衛生費補助金の1節保健衛生費補助金は、備考欄4行目から6件が市民健康課分であります。

まず、離島地域不妊治療支援事業費補助金は、離島地域の特定不妊治療に係るもので、予防接種事故対策補助金は、予防接種事故救済に伴うものです。

次に、健康増進事業補助金は、健康増進法に規定された一般健康診査の健康増進事業に係るもの、地域自殺対策強化事業補助金は、自殺対策に係る講演会などの自殺対策事業に係るものです。

次の、離島地域出産支援事業費補助金は、甌地域住民の妊婦健康診査の旅費・宿泊費に係るもの、共同利用型病院運営事業補助金は、入来・祁答院地域の救急医療施設に対する同補助事業に係るものであります。

49ページをお開きください。

同じく3項3目衛生費委託金の1節保健衛生委託金は、備考欄の一番下が市民健康課分で、医師免許等の交付・進達等の業務に係る県からの権限委譲事務委託金であります。

61ページをお開きください。

21款1項1目延滞金の1節延滞金は、医療福祉従事者奨学資金貸付金に係る延滞金であります。

同じく3項1目貸付金元利収入の38節医療福祉従事者奨学資金貸付金元利収入は、同奨学資金貸付金に係る元利収入であります。

65ページをお開きください。

同じく5項4目雑入の1節雑入、市民健康課分は、備考欄一番下の5件で、それぞれ実習生受入謝金、コピー代実費収入、健康教室等実費収入金、光熱水費等実費収入、電気・水道実費収入であります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）28年度から乳がん検診の対象者が30歳代の方は対象外になっていると思うんですけど、この平成27年と比較して、対象者数がどのくらい減っているのかですが、わかりますでしょうか。

○主幹兼健康企画グループ長（井上聡子）

30代女性を対象としておりましたので、平成27年度におきましては5,458名が対象者でしたので、そのぐらいの数だと思っております。

○委員（井上勝博）確かこの予算のときに、対象者は30代の場合はそれだけいらっしゃるんだけど、実際の乳がんの発見というのは2件だったと。非常に少なかったということで、30代を対象を外したという経過があるわけですが、しかし、例えば2件であったとしても、やっぱり発見したということが、非常に大きな命も救われたかもしれないという点では、やっぱり30代でもやっぱり受けられるようにもう一度見直すことは考えられないのかということをお尋ねしたいと思いますけど。

○市民健康課長（檜垣淳子）30代を実施しないということで決めたときに、30代の方々には、乳がんは自己検査法が有効であるというふうに言われておりますので、そちらの普及に努めたいというふうにお話をしたと思います。今後もそういう形で、自己検査が、自己検診ができるので、その部分で皆さんに普及していきたいと考えております。

あと、国のほうの対象者が、一応40歳以上となっておりますので、その動向を見ながらという形になると思います。

○委員（井上勝博）自己検査法の普及に務められたということですが、これは具体的にはどういうふうにしているんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）乳がんの自己検査法について、健康教育で自己検査法の実際を指導していただいて、あと自分でも視触診をする形で健康教育をしているという状況になります。

○委員（井上勝博）その健康教育がどの程度引き上げるのか、何か具体的にこういう努力をしましたと、その27年度と比べてここまで頑張りましたという具体的なものは、示すことはできないんですかね。

○市民健康課長（檜垣淳子）28年度は、健康教育というものを実際しようと思ったんですけど、28年度はちょっと実施できていなくて、29年度実際行うことにしております。28年度のものは申しわけないんですけど、今のところ実績はなかったです。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案に係る審査を一時中止いたします。

△議案第128号 決算の認定について
（平成28年度薩摩川内市国民健康保険直
営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第128号
決算の認定について（平成28年度薩摩川内市国
民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決
算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計について御説明いたします。
まず、歳出から御説明いたします。340ページ
をお開きください。

1款1項1目一般管理費は、支出済額5億
6,937万5,370円で、甕島の各診療所の運
営費であり、職員40名、看護師等の嘱託員
36人の人件費が主なものであります。

同じく2目研究研修費は、支出済額665万
3,151円で、医師会等負担金、各種学会、研修
会等への参加旅費が主なものになります。

342ページをお開きください。

2款1項1目医療用機械器具費は、支出済額
3,699万8,387円で、デジタル化画像処理
診断装置一式など備品購入やCT装置保守点検業
務委託など医療用機械器具類の整備及び維持補修
が主なものであります。

同じく2目医療用消耗機材費は、支出済額
3,594万6,414円で、注射針や医療用酸素
などの医科歯科消耗品、臨床検査業務委託などの
委託料が主なものであります。

同じく3目医薬品衛生材料費は、支出済額2億
3,028万8,808円で、各診療所における医
薬品の購入費であります。

次に、同じく2項1目給食総務費は、支出済額
79万2,362円で、ガステーブル一式などの備
品購入、入院給食に伴う消耗品購入が主なもので
す。

同じく2目給食用材料費は、支出済額667万
1,525円で、入院給食用の賄い材料費が主なも
のであります。

次に、4款1項1目元金、支出済額903万
3,505円で、長期償還元金になります。

同じく2目利子は、支出済額167万487円
で、長期償還利子であります。

次の、6款1項1目予備費については、執行は
ありませんでした。

なお、以上、御説明いたしました歳出執行に当
たって、50万円以上の予算節間流用で対応いた
しました状況について御説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧
をごらんください。

市民健康課の国民健康保険直営診療施設勘定特
別会計における50万円以上の節間流用は、資料
2ページの14番から17番までです。

まず、14番は、上甕診療所の医療用ガス整備
工事において、附帯工事等の追加が必要となった
ため、事項、一般管理費の13節委託料から、同
事業の15節工事請負費に54万7,000円予算
流用し、予算執行したものであります。

次に、15番と16番は、下甕手打診療所の透
析室及び病室のエアコン購入、及び医務室整備の
椅子等の購入のため、事項、一般管理費の13節
委託料から、同事業、18節備品購入費に、それ
ぞれ54万9,000円、94万6,000円予算
流用し、予算執行したものであります。

次の、17番は、使用不能となった上甕診療所
の病室の空調機を新たに整備するため、事項、一
般管理費13節委託料から、同事業、18節備品
購入費に124万円予算流用し、予算執行したも
のであります。

続きまして、歳入について御説明いたしますの
で、334ページをお開きください。

1款診療収入は、1項、2項が入院、外来、そ
れぞれ各保険者からの診療報酬や自己負担金で、
あけて336ページの3項が各種健診や予防接種
の委託料であります。

なお、1項入院収入5目一部負担金において、
3万8,000円の収入未済額が計上しております
が、これは入院していた本人が死亡した後、夫が
分割納付に応じ、現在も分割納付を継続している
ところであります。

2款1項1目施設使用料は、医療従事者の住宅
使用料、2目診断手数料は、診断書作成手数料等
であります。

4款1項1目施設整備費補助金は、県の特定離
島ふるさとおこし推進事業補助金であります。

7款1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、

2目国民健康保険特別会計繰入金であります。

9款2項2目雑入は、各施設の嘱託医の業務受託料、保険適用外の医療用消耗品等であります。

344ページをお開きください。

実質収支について御説明いたします。

歳入総額8億9,077万7,000円、歳出総額同じく8億9,077万7,000円で、歳入歳出差引額は0円、実質収支額も0円であります。

財産に関する調書について御説明いたしますので、378ページをお開きください。

重要物品のうち、表の左側7行目、車両類の決算年度中増減高のうち、減1台が市民健康課分であり、平成27年度に里診療所の往診用車両を更新したことに伴い廃車にしたものであります。

次に、表の右側5行目、衛生医療機器類の決算年度中の増減高のうち、増5件が市民健康課分であり、手打診療所のデジタル化画像処理診断装置や人工透析装置、上甌診療所の大腸ビデオスコープなどの整備に伴うものであります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）済みません、流用についてなんですけど、ちょっと見方をよく教えてほしいなんですけど、先ほど、2ページの市民健康課のこの委託料を工事請負費になっているということで、この決算書の340ページの1款1項1目の委託料に2,381万1,000円というのがあって、ここからこの工事請負費のほうに流用されたというふうに理解していいんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）はい、そうです。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定いたし

ました。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

ここで、休憩します。

再開は、おおむね1時10分といたします。

~~~~~

午後0時3分休憩

~~~~~

午後1時5分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）それでは、もう皆さんお揃いですので、ちょっと早いですが、休憩前に引き続き、会議を開きます。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、障害・社会福祉課の審査を行います。

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止しておりました議案第117号、決算の認定について、平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

まず、障害・社会福祉課関係の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）お手元に決算附属書を準備いただきまして、72ページをお開きください。

障害・社会福祉課ですが、1番目、共に支え合う地域福祉社会の形成事業においては、災害時の避難行動要支援者等に対する支援計画を策定、関係者における情報の共有を図ったほか、社会福祉法人への指導監査、臨時福祉給付金の給付などの業務を実施いたしました。

二つ目であります。一般障害者自立支援事業でございますが、重度の障害者及び障害児に対しまして福祉タクシー等の料金等の一部助成等を行ったところであります。

3番目の障害者（児）自立支援事業では、施設入所に伴う給付を初め、生活介護給付や自立支援医療、更生医療等がありますが、この給付のほか、自立訓練や就労支援に関する給付事業等を実施したところでございます。

74ページをお開きいただきまして、74ペー

ジの4番、重度心身障害者医療費助成事業では重度の心身障害者の医療費の給付を実施いたしております。

5番目の特別障害者手当と給付事業におきましては、在宅の重度障害者に対します手当支給を行っております。

6番目に、障害者の自立支援事業では、社会参加や移動の支援事業のほか、基幹相談支援センターによります相談業務、地域活動支援センターによる自立支援事業等の展開を行いました。

次に、75ページの7番、障害児の発達支援でございますが、子育て発達支援センターつくし園の運営のほか、心身障害児の通園事業や放課後等デイサービスの事業を実施しているところであります。

再度、76ページでございます。

76ページで、8番目で隣保館の管理・運営では、市内4館での各種教養講座を実施し、9番目の災害援助援護対策につきましては、災害救助法に基づきます対象者に対する支援を実施いたしました。

最後、77ページになりますが、10番目の熊本地域災害支援対策では、本市へ避難された被災者への支援等を実施したところでございます。

以上が、障害・社会福祉課の施策概要でございます。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、障害・社会福祉課分について、当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）それでは、平成28年度決算の歳出について御説明いたします。

歳入歳出決算書の109ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、障害・社会福祉課分の支出額は12億1,650万298円でございます。

備考欄をごらんください。

支出の主なものにつきましては、事項、社会福祉管理運営費は、社会福祉事務嘱託員等報酬、職員23人分の給与費、社会福祉協議会運営補助金等でございます。

111ページをお開きください。

事項、社会福祉施設管理費は、甌地域の4社会福祉施設の管理費、及びふれあいドーム隣接地法

面防護柵設置工事を行ったものでございます。

次に、事項、臨時福祉給付金給付事業費は、平成28年度分として実施しました低所得高齢者向け、それと障害遺族基礎年金受給者向け、それから簡素な給付措置、それと経済対策分として、4つの給付事業を実施しましたが、それに係る交付金等が主なものでございます。

なお、繰越明許費に計上されている予算につきましては、平成28年12月に補正をお願いした経済対策分の臨時福祉給付金給付事業に係るもので、申請期間が29年度にまたがるため、繰り越しをしております。

同目の1節50万円以上の不用額について説明をいたしますので、109ページのほうにお戻りください。

3節職員手当等につきましては、臨時福祉給付金給付事業に係る時間外手当の執行残が主なものでございます。

7節賃金につきましても、同じく臨時福祉給付金事業の臨時職員雇い上げ料の執行残が主なものでございます。

また、11節需用費の執行残につきましても、臨時福祉給付金給付事業の消耗品及び印刷製本費の執行残が主なものでございます。

12節の役務費の分につきましても、臨時福祉給付金事業の通信運搬費、それから手数料の執行残が主なものでございます。

13節委託料につきましても、臨時福祉給付金事業に係るシステムの開発委託の業務の執行残が主なものでございます。

また、19節負担金、補助及び交付金の執行残につきましても、臨時福祉給付金給付事業の交付金の執行残が主なものでございます。

111ページをお開きください。

下のほうになりますが、3款1項2目身体障害者等福祉費は支出額が30億5,780万9,480円でございます。

備考欄をごらんください。支出の主なものにつきましては、事項、一般障害者自立支援事業費は、職員7人分の給与費、それとサン・アビリティーズ川内の指定管理料等でございます。

次に、113ページをお開きください。

事項、障害者（児）自立支援事業費につきましては、障害認定審査会委員、障害認定訪問調査相談業務嘱託員等の報酬、施設入所支援等補助事業

扶助費等でございます。

次に、事項、重度心身障害者医療費助成事業費は、行政事務嘱託員3人の報酬と重度の障害がある方への医療費助成が主なものでございます。

次に、事項、特別障害者手当等給付事業費は、嘱託員2人の報酬及び重度の障害がある方への特別障害者手当等でございます。

次に、地域生活支援事業費は、手話通訳業務嘱託員1人の報酬、地域活動支援センター事業業務委託ほか6件の委託料、日中一時支援等補助事業扶助費等が主なものでございます。

次に、115ページをお開きください。

事項、障害児通所支援事業費は、児童発達支援センター指定管理料、放課後等デイサービス等補助事業扶助費等でございます。

同目の50万円以上の不用額について、説明をいたします。

111ページにお戻りください。

1節報酬につきましては、4月当初から雇用予定としていた障害認定訪問調査相談業務嘱託員2名の雇用が5月、6月からとなったための執行残でございます。

113ページをお開きください。

12節役務費につきましては、自立支援給付費の国保連合会への審査支払手数料に伴う執行残が主なものでございます。

13節委託料につきましては、児童発達支援センター及び児童発達支援事業施設指定管理料及び地域活動支援センターの実績に基づく執行残が主なものでございます。

20節扶助費につきましては、障害者（児）自立支援事業自立支援給付費及び重度心身障害者医療費助成費、並びに心身障害児通園事業の執行残が主なものでございます。

次に、115ページをお開きください。

3款1項3目地方改善対策費につきましては、支出額3,111万2,648円でございます。

備考欄をごらんください。

事項、隣保館管理運営費では、隣保館長等5人の報酬、嘱託員1名の給与費、冷水会館空調設備一式等の備品購入費、永田会館LED照明取替工事、人権啓発等連絡協議会運営補助金等が主なものでございます。

同目1節50万円以上の不用額については、18節備品購入費、これにつきましては、冷水・

杉ノ角会館等の空調設備の入札執行残が主なものでございます。

次に、127ページをお開きください。

3款5項1目災害救助費のうち、障害・社会福祉課分の支出額は501万9,864円でございます。

備考欄をごらんください。

事項、災害救助費の支出の主なものにつきましては、被災者への火災等による災害見舞金等でございます。

次に、事項、熊本地震災害支援事業費につきましては、東日本大震災時と同様に、生活支援金事業実施要綱を定め、地震災害に伴い本市へ避難され、1カ月以上滞在された避難者を対象に移動支援金、生活支援金、子ども支援金を給付したものでございます。19世帯45人が対象となりました。要綱につきましては、28年度末で廃止をしているものでございます。

同目の1節50万円以上の不用額及び予算の未執行がございましたので、障害・社会福祉課分を説明をいたします。

11節需用費の未執行につきましては、災害救助事務に伴う消耗品として、電池、懐中電灯等を予定しておりましたが、購入の必要がなかったために未執行でございます。

それから、14節使用料及び賃借料の未執行につきましては、被災者からのユニットハウス等の要請がなく、執行の必要がなかったものによるものでございます。

20節扶助費の障害・社会福祉課分の不用額は、被災された方への災害弔慰金及び見舞金等の執行残でございます。

なお、歳出執行に当たって、節間での予算流用により対応したものはございませんでしたので、報告をいたします。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、決算の歳入について説明いたしますので、15ページをお開きください。

13款2項1目1節社会福祉費負担金の主なものは、心身障害者扶養共済掛金等でございます。

次に、17ページをお開きください。

14款1項2目1節民生使用料のうち、障害・社会福祉課分の主なものは、サン・アビリティーズ川内使用料及び児童発達支援センターの利用料等でございます。

収入未済額にあります4,600円につきましては、つくし園の利用料としてお一人の方の1カ月分が収入未済となったものでございますが、これにつきましては、もう既に納付済みでございます。

次に、31ページをお開きください。

15款1項1目1節社会福祉費負担金の主なものは、障害者自立支援給付費等負担金等でございます。

同じく3節児童福祉費負担金の障害・社会福祉課分は、児童発達支援センター等給付費負担金でございます。

次に、33ページをお開きください。

15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、障害・社会福祉課分は臨時福祉給付金給付事業に関する補助金及び地域生活支援事業費補助金でございます。

収入未済額につきましては、平成29年度で繰り越した経済対策分の臨時福祉給付金事業に係る事務費及び交付金の補助金が収入未済となっているものでございます。

次に、37ページをお開きください。

15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、障害・社会福祉課分は、特別児童扶養手当事務委託金でございます。

次に、39ページ、16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、主なものは、昨年4月の熊本地震災害に伴う熊本県から要請のあった本市の人的派遣等に対する災害救助費の繰替支弁金と障害者自立支援給付費等負担金が主なものでございます。

同じく、3節児童福祉費負担金のうち障害・社会福祉課分は、児童発達支援センター給付費負担金でございます。

次に、41ページをお開きください。

16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、主なものは重度心身障害者利用費助成事業費補助金、地域生活支援事業費補助金、隣保館運営等事業費補助金等が主なものでございます。

次に、49ページをお開きください。

16款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、障害・社会福祉課分は、社会福祉統計調査費委託金等が主なものでございます。

次に、51ページをお開きください。

17款1項1目1節土地建物貸付収入のうち、障害・社会福祉課分は、下から8行目ほどになり

ますが、福祉作業所分貸地料でございます。

次に、55ページをお開きください。

2目1節利子及び配当金のうち、障害・社会福祉課分は、上から11行目り災救助基金の利子収入でございます。基金額が1億2,340万1,000円、利率が0.025%ということで、その決算額となっております。

次に、59ページをお開きください。

19款1項3目1節り災救助基金繰入金は、基金から災害救助費に繰り入れた分でございます。

次に、61ページをお開きください。

21款3項1目7節地震災害援護資金貸付金元金収入につきましては、平成9年に発生した鹿児島県北西部地震に伴い、被災者に貸し付けた援護資金の返済滞納者の償還金分でございます。なお、収入未済額としまして、14人分334万6,000円が収入未済となっております。

次に、67ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入のうち、障害・社会福祉課分は、上から12行目ほどからになります重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金、児童発達支援センターつくし園の給食費等が主なものでございます。つくし園の給食費につきましては、お一人分の約4カ月分7,990円が現在収入未済となっているものでございます。

次に、財産に関する調書について説明をいたしますので、決算書の374ページをお開きください。

(4)の物件の中にあります行政財産の温泉権につきましては、総合福祉会館に1カ所持っておりますが、現在は使われておりません。

次に、379ページをお開きください。

3の債権につきましては、一番下の地震災害援護資金貸付金でございますが、歳入の決算で説明したとおりでございます。

次に、380ページをお開きください。

4の基金では、上から4行目のり災救助基金がございしますが、これにつきましては歳入の決算で説明したとおりでございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（持原秀行）この地震災害援護資金貸付金の334名が未償還と。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）14名で

330万が未納です。

○委員（持原秀行）それで、期限というのか、これは来ているわけですか。どげんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）既に納期限は来ております。

○委員（持原秀行）やはりいろんな貸付金の事業とか、市は非常にやってあって、未収金が大分あるわけですね。そのときに、やはりきちっとですね、返していただくものは返していただくというのをやらなければ、次に回すことができないわけですね。

だから、もうちょっと積極的にですよ、話をされてお支払いいただくというような、そういったようなことも力を入れていただきたいと思うんですが、いかがですかね。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）現在残っている14名の滞納金につきましては、債権者、それと連帯保証人、両方ございますけれども、家庭の経済的な理由であったりとか、それから長年期間が過ぎていて、もう債権者、連帯保証人の方が亡くなっていたり、自己破産されていたりというようなケースがございます。これにつきましては、また収納課のほうともいろいろ情報をいただきながら回収に努力はしているところですが、なかなか一挙に納めていただくということができなくて、分納で3,000円だったりとか5,000円とかいう形で、少額ずつですけれども、現在は返していただいているところでございます。

○委員（持原秀行）収納課とも十分協議されて、本当にですね、そういう受けられた方がですね、本当に大変な状況になっているとか、言いましたとおり破産をされているとかというのは、当然落とすべきですね。不納欠損すべきだと思いますよ。だから、やっぱりそういうところをしっかりと調べていただいて、むだな事務をやったりするということを省くためにも、きちっとそこらあたりは整理されて、もしも可能であれば、もう回収不能だというようなことがしっかりとわかっておるのであれば、不納欠損すべきだと思うんですが、それはしっかりとまた収納課とも協議をされたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○市民福祉部長（上大迫 修）今、持原委員から御指摘がありましたとおり、取れない、もしくは難しい案件について、法的な期間的なその経過があって、もう対処できないというものについて

は、不納欠損すべきだというふうに私どもも考えておりまして、今、税外収入全体としてのですね、その把握と対応について、庁内でも議論しておりますので、きちっとした対応をしていきたいと。

ただ、一方でですね、災害時と言えども、こういう制度的に設けたもので、きちっと運用しないと、次にもし類似のものがあつたときにですね、制度としては堅持できないということがあるので、不納欠損するタイミング、考え方といったものをですね、冷静にちょっと整理をしていかないと、制度はあるけど返さなくても済むんだというに流れてしまうといけないとかですね、そこら辺の客観的な部分等もありますので、しばらく時間をいただければというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

○委員（井上勝博）附属資料の75ページですね、この訪問入浴サービスというのが、非常に年間延べ件数はそれなりに683件なんですけど、利用者は少ないというか、こんなものなのかなという感じはするわけですけども。いわば、外出が困難で、入浴が困難な方がかなりいらっしゃると思うんですけども、この実態的なところはどなんでしょう。

○主幹兼障害福祉グループ長（吉永義郎）この訪問入浴サービス事業につきましては、いわゆる地域生活支援事業として、市町村の裁量事業として行っている部分ではございます。対象となりますのが、18歳以上の肢体不自由の1級または2級の方、18歳未満で自立支援給付等他の施策を利用しての入浴が困難な方という方たちが対象になっております。もちろん65歳以上の介護保険の方は介護保険サービスのほうが優先になりますので、ほとんどは自立支援給付としてのサービスで満たされている方もいらっしゃいますので、そういった部分に係らない方々がこういった形になっておりますので、若干全体の障害者の数と比べれば少な目なのかなというふうに思っているところであります。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありますか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

---

#### △高齢・介護福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、高齢・介護福祉課の審査を行います。

△議案第117号 決算の認定について

(平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長(福田俊一郎) まず、高齢・介護福祉課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長(上大迫 修) 決算附属書の78ページをお願いいたします。

高齢・介護福祉課になりますけれども、1番目の高齢者等の権利擁護支援においては、認知高齢者等の権利・財産を守るために、成年後見人制度の普及等を図ることを目的に、権利擁護センターの運営助成等を実施したものであります。

二つ目の高齢者健康づくりの促進に関しましては、敬老金等の支給のほか、はり・きゅう・マッサージ等の施術助成、高齢者クラブの活動助成、屋内ゲートボール場等の運営等を行ったものであります。

79ページ、3番目の高齢者の日常生活支援では、訪問給食サービス、ショートステイ委託の実施のほか、日常生活用具の給付、緊急通報システムの整備などを行ったものでございます。

下段の4番目、在宅介護者の支援に当たりましては、ねたきり老人介護手当及び家族介護手当等の支給を実施いたしました。

さらに5番目の養護老人ホーム入所措置になりますが、居宅において養護を受けられない高齢者に対する入所措置等を実施いたしております。

めくっていただきまして、6番目になります。介護保険事業の推進では、介護事業として利用者の負担対策や低所得者の保険料の軽減措置のほか、グループホーム等の増床等に対する補助等を実施いたしました。

右側、81ページになります。

7番目の養護老人ホーム運営事業では指定管理によります施設の運営を、8番目の特別養護老人ホーム運営では、社会福祉協議会が介護施設サービスを提供している施設につきまして維持補修等を実施したものであります。

9番目の要介護認定及び審査事務に関しましては、新規及び変更などの介護認定の申請事務の受付、その後の訪問調査や認定審査会等の開催など、申請に係る業務全般を実施いたしました。

さらに10番目でございますが、労働者の就労

促進に関しましては、雇用機会の確保等を図るため、シルバー人材センターへの活動助成等を実施したところでございます。

なお、次ページ82ページから87ページにかけましては、介護保険事業として取り組んだ包括的支援事業、任意事業、介護予防生活サービス事業等記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が、高齢・介護福祉課が担い、実施いたしました施策の概要であります。

○委員長(福田俊一郎) 引き続き、一般会計歳入歳出決算中、高齢・介護福祉課分について、当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長(遠矢一星) それでは、一般会計の歳出について御説明申し上げます。決算書の109ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、高齢・介護福祉課分は19節負担金補助及び交付金の一部で、支出済額は1,940万7,000円で、備考欄の下段から次のページの111ページにまたがっておりますが、備考欄に記載のとおり、社会福祉協議会権利擁護センター運営補助金になります。

次に、115ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費については、支出済額2億6,238万1,076円で、主な支出は備考欄をごらんください。

まず、老人福祉管理運営費の主なものは、次の117ページをお開きいただき、職員6人分の給与費、敬老金、高齢者クラブ関連の補助金、はり・きゅう・マッサージ等施術料助成などで、次の老人福祉施設管理費では、里生活支援ハウス等の指定管理料や入来高齢者福祉センター解体工事など、次の高齢者生活支援事業費では、高齢者訪問給食サービス事業委託料等になります。次の在宅介護者支援事業では、ねたきり老人介護手当、家族介護用品支給事業が主なものになります。

なお、不用額の大きなものとしましては、8節報償費については、主に敬老金支給事業の執行残、13節委託料につきましては、主に訪問給食サービス事業が見込みを下回ったもの、18節備品購入費につきましては、緊急通報装置の購入の執行残、20節扶助費につきましては、はり・きゅう・マッサージ施術料助成と日常生活用具給付費の利用実績が見込みを下回ったことによる執行残が主なものになります。

次に、119ページをお開きください。

3款2項2目老人措置費については、支出済額4億6,735万9,585円で、養護老人ホームの入所者に係る措置費になります。

次に、同項3目介護保険対策費については、支出済額14億1,748万1,224円で、主な支出は備考欄に記載のとおり、まず介護保険対策費では職員14人分の給与費、及び介護保険事業特別会計繰出金が主なもので、次の地域介護・福祉空間整備等事業費は、入所介護施設の介護ロボット導入に伴う補助金、次の介護基盤緊急整備等事業費は、過去に支出しました施設整備費補助金に関し消費税等に係る仕入れ控除税額確定に伴う返還金で、同額は歳入の雑入で受け入れております。次の、地域介護基盤整備事業費は、グループホーム増床に伴う補助金になります。

なお、不用額の大きなものとしましては、28節繰出金になりますが、当初予算において、特別会計の給付費の伸びを最大で見積もっているための不用額が生じたものになります。

次に、同項4目の養護老人ホーム費については、支出済額5,864万5,376円で、主な支出は職員3人分の給与費、及び養護老人ホーム甕島敬老園の指定管理料になります。

次に、同項5目特別養護老人ホーム費については、支出済額2,553万6,946円で、主な支出は特老鹿島園の空調設備改修工事のほか、特殊入浴装置等の備品購入になります。

次に、同項6目介護認定審査費についてですが、支出済額9,234万7,771円で、主な支出は介護認定審査会委員60人分の報酬、及びあけて121ページをごらんいただき、介護認定訪問調査嘱託員16人分の報酬、要介護認定調査委託料などになります。

なお、不用額の大きなものとしましては、前ページになりますが、1節報酬については、認定審査会の委員の欠席等に伴う不用額、次に121ページのほうにお戻りいただき、12節役務費については、介護認定に係る主治医意見書作成手数料が見込みより少なかったことによる不用額になります。

次に、139ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費について、高齢・介護福祉課分は19節負担金、補助及び交付金のうち、2,520万円であり、備考欄に記載の労働者福祉

対策のうち、シルバー人材センターに対する高齢者労働能力活用事業補助金になります。

なお、流用の状況についてですが、別紙議会資料の50万円以上の節間流用一覧をごらんください。

2ページをお開きいただき、18番になります。事項、老人福祉施設管理費において、所管するふれあいドームで雨漏りが発生し、また里生活支援ハウスや上甕老人福祉センターにおいて、換気扇や空調機器に不具合が生じたことから、利用者の安全性や環境性を踏まえ、早期修繕が必要と判断し、同事項内の工事請負費から需用費の修繕費へ149万7,000円を流用し、執行しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、決算書の15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金、2節老人福祉負担金は、養護老人ホーム入所者負担金である老人福祉費負担金が主なものになります。

なお、収入未済額につきましては、過年度分の1名の未収入であり、現在も分納誓約に基づき分割納入中になります。

次に、17ページをお開きください。

14款1項2目民生使用料、1節民生使用料中、高齢・介護福祉課分につきましては、備考欄に記載のとおり、ふれあいドーム及び屋内ゲートボール場施設使用料が主なものになります。

次に、31ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、2節老人福祉費負担金は低所得者介護保険料軽減負担金で、国の負担率は2分の1になります。

次に、33ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金、2節老人福祉補助金は、歳出でも御説明しました入所介護施設の介護ロボット導入に伴う地域介護・福祉空間整備等事業補助金で、国の補助率は10分の1になります。

次に、39ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、2節老人福祉負担金は低所得者介護保険料軽減負担金で、県の負担率は4分の1です。

次に、41ページをお開きください。

同款2項2目民生費補助金、2節老人福祉費補助金は特別養護老人ホーム甕島敬老園の特殊入浴装置購入に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は10分の7、及び対象が会員

数30人以上の老人クラブ運営補助金で、補助率は対象経費の3分の2になります。

次に、1段飛ばしまして、6節介護保険事業補助金は、歳出でも説明しました地域密着型サービス施設であるグループホーム増床に伴う地域介護基盤整備事業費補助金で、補助率は10分の10、また介護保険利用者負担対策事業費補助金につきましては、補助率が4分の3になっております。

次に、53ページをお開きください。

17款1項2目利子及び配当金の高齢・介護福祉課分は、次の55ページをお開きいただき、55ページの備考欄の上から7段目に記載のある182円で、介護保険高額介護サービス費等資金貸付金の利子収入になります。

次に、57ページをお開きください。

18款1項2目1節民生費寄附金2万円になりますが、これは高齢者福祉のために使っていただきたいと個人の方から寄附をいただいたものになります。

次に、61ページをお開きください。

21款3項1目貸付金元利収入、37節特別養護老人ホーム整備資金貸付金収入は特別養護老人ホーム寿里園への貸付金収入です。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入の高齢・介護福祉課分につきましては、67ページです。

備考欄の下段から、次の69ページにわたっておりますが、主なものとしましては、69ページのほうに記載の養護老人ホーム甌島敬老園への派遣職員3名分に係る人件費分の収入や生活支援ハウス入居者利用料などになります。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

373ページをお開きください。

1、公有財産（1）土地及び建物ですが、高齢・介護福祉課分は表の中段あたりの社会福祉施設で、土地の減7,247.75㎡のうち5,858.07㎡が普通財産へ、また建物の非木造の減1,131.85㎡のうち1,111.82㎡で、入来高齢者福祉センター及び上甌高齢者福祉センターの解体及び上甌在宅介護支援センターの普通財産への分類変更によるものです。

次に、378ページをお開きください。

2の重要物品現在高調ですが、高齢・介護福祉課分は表の右側のほうで、まず衛生医療機器類の

増7件のうち1件、及び減の2件ですが、特別養護老人ホーム甌島敬老園の特殊浴槽及びストレッチャーを廃棄し、新たに特殊入浴装置を購入したのになります。

また、下から2段目の雑品類の1増で、特別養護老人ホーム鹿島園の洗濯乾燥機を購入したのになります。

次に、379ページをお開きください。

3の債権についてですが、高齢・介護福祉課関係では、3行目の寿里園運営資金貸付金になります。平成28年度、150万円償還があり、年度末残高は2,400万円となっております。

次に、380ページをお開きください。

4の基金についてですが、高齢・介護福祉課では、特定目的基金として中段あたりに介護給付費準備基金があります。介護給付費準備基金は年度中に9,462万1,000円を積み立て、28年度末の残高は3億9,304万8,000円となっております。

次に、381ページをお開きください。

運用基金では、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金があります。基金の運用状況について御説明いたしますので、388ページをお開きください。

介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の平成28年度末残高は1,200万円となっており、平成28年度中の貸付実績はございませんでした。

**○委員長（福田俊一郎）** 当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 附属書の81ページで、シルバー人材センター活動助成というのがあるわけですが、この夏になるとですね、草払いを頼まれる方、うちも頼んだりするんですけども、実際、仕事をされている方に話を聞くと、例えば個人で草払い機を二つ持っていなきゃいけないと。一つが故障しても、今日は休みというわけにはいかんから、二つ持っておいてくださいと。それから、これ、本当かどうかというのは事実確認をしているわけではないですけども、例えば草払い機の油代は自分持ちと。それから、その交通費も自分持ちと。それで、時間当たり幾らということで決められているとあって、かなりそういうのを考えると時給ですとどうなるんだろうというような感じになっているんですけど、このシルバー人材

センターの方々の働く環境というかですね、そういうものについては、市のほうではちゃんと把握して、そして何と言うのかな、指導する立場にあるのかなと思うんですけども、その辺はどういうことになっているのですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** シルバー人材センターのほうで、例えば草刈り機とか運搬車両とか、そういったものは確保されておりますが、その個人の草刈り機を使っているとか、燃料費を個人持ちだということについては、今ちょっと詳細確認はできておりません。

**○委員（井上勝博）** 私、何人かの人に聞いてですね、そういう話を聞いているものですから。やはり、だからもうやりたくないというかですね、こう暑い中で何時間も働くのに、実際時給にしてみると大変な金額になっちゃうということで、高齢の方が多いわけで、そういう環境がどうなっているのかということについては、やっぱり、もし財源として活動助成金が少ないということであるならば、やっぱり実態を見て、増額するなりということは必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、これは調べていただきたいと思います。

それから、先ほどですね、障害者のところで、訪問入浴サービスが非常に少なかったものですから、この高齢・介護福祉課の部分で、この訪問入浴についてはどうなっているかということについての資料がちょっと見当たらないものですから、その辺については、どこか書いてあるでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 後ほど、特別会計のほうの決算のほう、御説明いたしますので、その中でまた回答させていただければと思います。

**○委員長（福田俊一郎）** そのように取り計らいます。

ほかにありませんか。

質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案に係る審査を一時中止いたします。

---

△議案第129号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、議案第129号、決算の認定について、平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** それでは、平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたしますので、決算書の355ページをお開きください。

1 款保険給付費については、支出済額92億6,457万5,779円で、居宅や施設におけるサービス給付費や高額給付費、介護予防に係る給付費になります。

なお、多額の不用額となっておりますが、介護給付費の伸びを最大で見積もらわずを得ないことによる執行残であります。

次に、357ページをごらんください。

3 款2 項2 目総合相談事業費は、支出済額4,389万1,232円で、主な支出は市内12カ所の在宅介護支援センターの総合相談事業業務委託及び介護予防普及業務委託料になります。

なお、不用額の大きなものとしましては、13節の委託料になりますが、これは在宅介護支援センター介護予防普及業務委託料の実績に伴う不用額になります。

次に、同項5目任意事業については、支出済額1,070万7,385円で、主な支出は嘱託員3名の報酬のほか、家族介護者の会の運営事務業務委託になります。

次に、同項7目包括的支援事業一般管理費では、支出済額9,326万6,985円で、主な支出は職員2名分の給与や地域包括支援センター運営事業委託になります。

なお、不用額の大きなものとしましては、13節の委託料になりますが、地域包括支援センター運営事業委託等の実績に基づく不用額になります。

次に、同項8目在宅医療・介護連携推進事業費は、支出済額1,969万6,987円で、川内市医師会及び薩摩郡医師会に委託しております在宅医療支援センター業務委託になります。

次に、同項9目生活支援体制整備事業費は、支出済額293万4,471円で、主な支出は生活支援コーディネーター嘱託員1名分の報酬等になります。

次に、同項10目認知症総合支援事業費は、支出済額1,518万688円で、主な支出は嘱託員4名分の報酬及び認知症カフェ業務委託等になり

ます。

次に、359ページをお開きください。

3款3項1目介護予防生活支援サービス事業費は、支出済額1億4,629万2,218円で、主な支出は要支援1、2及び平成28年度から開始となった総合事業対象者に係る訪問・通所サービス事業費になります。

なお、不用額については、サービス費を最大で見積もらわずを得ないことによる不用額になります。

次に、同項2目介護予防ケアマネジメント事業費は支出済額2,372万1,200円で、主な支出は先ほど説明しました介護予防生活支援サービスに係るケアマネジメントの作成費用になります。

不用額の大きなものとしましては、13節の委託料ですが、平成28年度から開始となった総合事業対象者分のケアマネジメント作成委託の実績に基づく不用額になります。

次に、3款4項1目一般介護予防事業費は、支出済額2億3,736万8,835円で、主な支出は嘱託員1名分の報酬、職員4名分の給与のほか、市社会福祉協議会へ地域づくり事業業務委託や高齢者に対する介護予防事業等などになります。

不用額の大きなものとしましては、8節報償費は介護予防元気度アップ事業のポイント転換が見込みより少なかったもの、13節委託料は市内21カ所の事業所に委託しております介護予防事業（ミニデイ）及び地域づくり事業業務委託の実績に基づく不用額になります。

次に、同款5項1目審査支払手数料は支出済額86万1,838円で、国民健康保険団体連合会に支払う総合事業対象者分の手数料になりますが、平成28年度から開始となった事業でもあり、不用額も多額となっております。

次に、4款1項1目介護給付費準備基金積立金については、支出済額9,462万1,000円で、平成29年度以降の介護給付費増加等に備え、積み立てたものであります。

次に、6款1項償還金及び還付加算金は、支出済額1億6,827万8,444円で、1目第1号被保険者保険料還付金については、第1号被保険者の介護保険料の過誤納付に係る還付金で、不用額は実績に伴い生じたもので、次の361ページに記載の2目償還金については、介護保険給付費確定に伴う国、県への返還金になります。

なお、流用の状況についてですが、別紙議会資

料の50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

2ページをお開きいただき、19番と20番になります。

19番は事項、介護予防ケアマネジメント事業費において、国保連合会に毎月支払う要支援者の介護予防ケアマネジメント事業負担金の最終確定により、予算不足が生じたため、委託料から負担金へ87万円を流用し、執行しております。

次に、20番は同じく介護予防ケアマネジメント事業費において、平成28年度から開始となった総合事業対象者のケアマネジメント作成費用について、当初、要支援者と同様、国保連合会経由で該当事業者である地域包括支援センターに支払われるものとして国保連合会への負担金として予算を計上しておりましたが、平成28年度に関しては、実際にケアマネジメントを作成する地域包括支援センターと直接委託契約を結び、委託料として支払うこととなったことから、負担金から委託料へ198万円を流用しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、349ページをお開きください。

歳入につきましては、主なものについて説明させていただきます。

まず、1款1項介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料になります。平成28年度現年分の保険料徴収率は年金天引きによる1節特別徴収については100%ですが、2節普通徴収に係る収納率は82.8%で、前年度と比べ0.4%の増となっており、現年度分全体の収納率は98.6%で、前年度と比べ0.1%の増となっております。

なお、4節の普通徴収滞納繰越分、いわゆる過年度分の収入未済額は4,912万6,380円で、前年度より730万1,800円増加しており、収納率は12.7%で、前年度と比べ1.1%の減となっております。

次に、3款1項2目督促手数料の収入未済額75万4,000円で、収納率は20.3%になります。

なお、過年度分のうち、保険料1,034万4,540円と督促手数料10万5,100円は不納欠損処理を行っております。

不納欠損処理後の保険料収入未済額は合計7,582万3,220円となっており、収納対策

としましては、臨戸訪問や電話、納付誓約等による時効中断を行うなど、収納向上に努めておりますが、今後も年金支給月を中心に収納対策強化月間を設定するなど徴収計画を立て、収納率向上を図っていくこととしております。

次に、4款国庫支出金については、調定額、収入済額同額の27億6,722万175円で、1項1目介護給付費負担金と2項1目調整交付金、及び4目地域支援事業交付金がありますが、負担率及び補助率については、介護給付費分が居宅25%、施設20%、地域支援事業分につきましては、介護予防日常生活支援総合事業25%、包括的支援事業39%となっております。

次に、5款支払基金交付金については、調定額、収入済額同額の27億606万7,844円で、1項1目介護給付費交付金と同項2目地域支援事業交付金があり、2号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。負担率は介護給付分及び地域支援事業とも28%となっております。

次に、351ページをお開きください。

6款県支出金については、調定額、収入済額同額の15億2,653万8,449円で、1項1目介護給付費負担金及び3項1目地域支援事業交付金は、給付費及び地域支援事業に係る県の負担分です。負担率及び補助率は介護給付費は居宅が12.5%、施設が17.5%、地域支援事業分につきましては介護予防12.5%、包括的支援事業19.5%となっております。

次に、7款1項1目利子及び配当金については、調定額、収入済額同額の15万2,966円で、介護給付費準備基金利子収入です。

次に、9款繰入金については、調定額、収入済額同額の12億6,572万4,869円で、1項1目一般会計繰入金は市の法定負担金分を一般会計から繰り入れるもので、負担率は介護給付費については居宅12.5%、施設12.5%、地域支援事業分については介護予防12.5%、包括的支援事業が19.5%となっております。

次に、10款繰越金は、調定額、収入済額同額の3億8,544万2,270円です。

次に、353ページをお開きください。

12款諸収入は、調定額、収入済額同額の1,556万6,687円で、下段の4項3目雑入の主なものは備考欄のほうに記載してありますが、

国民健康保険団体連合会一般会計積立資産返納金です。これは介護給付審査手数料として、1件当たり77円支払っておりますが、この手数料の積立金が高額となったため、各市町村の平成20年度から24年度の手数料収入の合計額を各自治体が支払った手数料額で案分し、平成27年度から29年度までの3カ年にかけて返還されることとなったものになります。

次に、363ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額105億1,039万1,000円に対しまして、歳出総額101億2,139万6,000円で、歳入歳出差引額は3億8,899万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は1,000円未満切り捨ての3億8,899万4,000円となっておりますが、国、県等への返納金として1億6,590万2,097円を予定していることから、実質的には2億2,309万2,664円が29年度の財源となります。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入りますが、先ほど保留しておりました井上委員の質疑に対する答弁を願います。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）実績について、介護指導グループ長に答弁させます。

○介護指導グループ長（北原光治）それでは、訪問入浴介護の27年度と28年度の実績を示します。

27年度の給付費の実績が2,383万3,776円、28年度の給付費の実績が2,346万4,911円、36万8,865円の減額になっておりまして、伸び率といたしましては、98.5%となっております。

また、同年度の件数につきましては、平成27年度が438件、平成28年度が418件ということで、20件の減となっております、伸び率といたしましては、95.4%となっております。

○委員（井上勝博）それで、件数はそういうことで、利用者数はどうなっているんでしょう。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）実績のほうにつきましては、その件数で把握しております。

○委員（井上勝博）デイサービスを利用されたりとか、いろいろされていらっしゃるんだろうと思いますが、ちょっと感触としては、1年間の利

用件数がこれだけだとするとですね、そんなに利用される方が多くはないという感じはするわけですが、次に附属書の82ページに認定者数があるわけですが、要支援者の1ですね、平成26年度1,025人、27年度920人、次が572人ということで、半減しております、それで合計も少なくなっているわけですが、この要支援の方が少なくなっているということについて、ちょっと説明いただけますか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 平成28年度から総合事業対象者というのが始まりまして、要支援1、2相当、もしくはそれより低い形でチェックシートのほうで、ある程度その通所訪問のサービスが受けられるという総合事業対象者というのが始まりまして。この方につきましては、平成28年度末で407名いらっしゃいますので、それに移行したという言い方が正解だと思います。

**○委員（井上勝博）** 認定者がこれだけ減ると、その407人の方々は、この資料で言うと、どこに反映しているというふうに見ればよろしいですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 総合事業対象者の場合は、その認定者と同じ扱いにはなっていないため、この表の中には出てきません。

**○委員（井上勝博）** 例えば、これが総合事業に移行しているのであれば、総合事業の利用者というのがどうなっているのかということについて、附属資料の中には書いていないということですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** はい、今回総合事業対象者の表示はしておりません。（後刻訂正発言あり、本ページ下段参照）

**○委員（井上勝博）** 総合事業が始まってですね、その実態がどうなっているのか、そしてそれに対する予算がどういうふうになっているのかということについては、何か資料を出していただかないと。認定者が減ってしまった後のその方々のサービスがどうなっているのかというのがよくわからないという現状だと思いますので、お願いしたいと思います。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 済みません、訂正をさせていただきます。

附属書のほうの82ページの2の認定者数という表の中で、一番下のほうにですね、事業対象者というのが407名入れてございます。これが新

たに始まった事業の対象者数ということになります。（本ページ上段の発言を訂正）

**○委員（井上勝博）** わかりました。この407人の方々が、総合事業でどれだけのいわばサービスを受けているのかということについては、どこでわかるんですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 附属書の86ページになりますが、7の介護予防生活支援サービス事業、ここの部分につきましてが、要支援1、2と、総合事業対象者が利用された事業費になります。

**○委員（井上勝博）** それからもう一つ、元気度アップ事業については質問してもいいんですよね。

元気度アップ事業についてですね、去年までが社会福祉協議会のその1年間に1回の行事に参加してもスタンプをもらえたんだと。ところが、今年度から使えなくなったということで、事情を聞いてみたら、もともとがその1年に1回の行事とかいうものについてはスタンプを出さないというふうになっていたんだと。それを社会福祉協議会のほうでは、誤っていたんだという説明を受けたわけですが、ただ高齢者からしてみれば、それは年に1回であろうが、複数回であろうが、そういうところに参加することによって、いわば生きがいというか、その元気度アップという名前で、元気度アップになるわけで、1年に1回しか行事をしていないからスタンプをもらえないというふうにするのは何かちょっと合理的ではないとか、何かちょっと首をひねってしまうところがあるわけですが、それはやっぱり、余りそういう行事も増やすとスタンプをたくさん押しちゃうからということで、その1年に1回の行事は押していないんでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 現在、元気度アップ事業につきましては、例えば高齢者クラブ連合会であったり、自治会、地区コミ、そういった団体の主催事業というのは対象事業にしているわけですが、その他の事業につきましては、やはり介護予防に資する事業ということでの事業認定をしております。この事業につきましては、半分県の単費の補助金が入り、残りについては介護保険料が入っていますので、やはり介護予防に資する事業ということで判断できたものについては該当事業にしたいと思っております。

**○委員（井上勝博）** お年寄りにしてみれば、例

えば1年に1回、社協の運動会がありますよね。その運動会に参加して、久しぶりにあって元気が出るという、そういう行事なんかもあるわけで、やっぱり実際、そういうのも介護予防には大いに役立っているというふうに思うんですよね。そんなものも含めてですね、今後はやっぱりちょっと検討してもらえないものか、どうなんでしょうか。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星） まずもって、その社会福祉協議会自体が主催事業ということでの元気度アップ事業認定はしておりませんが、今年度の件に関しまして、社協のほうと話をしまして、もしどうしても特別な事業として認定を受けたい場合は、要綱のほうにその他市長が認める事業というのがございますので、一度申請をしてもらってから判断したいという旨をお答えしていましたが、社協自身として、その申請は今年はやりませんということでしたので、今年のような状況になっております。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

ただいま、討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論を、これを許します。

○委員（井上勝博） 介護保険料は年金も減る中でやっぱり高過ぎるという声が多いです。このことについては、県内でも順位としては3番目ということで、もうはっきり答えられていらっしゃる。で、私は、その一般会計からの法定外繰入をするべきだということを言っているわけでありまうけれども、これをですね、やっぱり思い切って踏み込んでいただくということをお願いして、今回の特別会計決算には反対します。（40ページの発言により訂正済み）

○委員長（福田俊一郎） 続きまして、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） これで、討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。

本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（福田俊一郎） 起立多数であります。

よって、本決算は認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、高齡・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次は、保護課の審査を行います。

△議案第117号 決算の認定について

（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎） 先ほど審査を一時中止しておりました議案第117号決算の認定について、平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

それでは、保護課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修） 決算附属書をお願いいたします。88ページになります。

保護課であります。1番目に生活保護制度に関しまして、保護世帯の認定等のほか、認定に伴います生活保護等の保護費の支弁また就労支援に向けた指導などを実施いたしましたところであります。

二つ目に、2番目、行旅病人等の取り扱い事務におきましては、関係法令に基づき行旅死亡者の葬儀等を行ったところでございます。

89ページのほうを見ただきまして、3番目、市民相談に関することとなりますが、消費生活の安全を守るため、財産、権利、債務などの各種の相談業務等を実施いたしました。

さらに4番目であります、生活困窮者自立支援事業では、生活保護に至る前での相談等のほか、住居確保等に係る給付金支給等を実施したところでございます。

以上が、保護課の施策概要でございます。

○委員長（福田俊一郎） 引き続き、一般会計歳入歳出決算中、保護課分について、当局に補足説

明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）保護課に係る決算について、まず歳出について御説明を申し上げます。

決算書の97ページをお開きください。

2款1項12目市民相談交通防犯費、事項、市民相談事務費のうち、保護課分の支出済額は366万7,850円です。

備考欄のうち、主なものを御説明申し上げます。これは消費生活相談員1人分の報酬、社会保険料、無料法律相談業務委託ほか1件などでございます。

次に、決算書109ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、保護課分は2,176万5,951円であります。

備考欄で御説明申し上げます111ページをお開きください。

○の事項の二つ目になります、事項、行旅病人等取扱事務費では、行旅死亡人1件に係る葬儀委託料が主なものでございます。

その下、1事項において、生活困窮者自立支援事業費では、相談支援員3人分の報酬、就学・子育て支援員1人分の報酬、社会保険料、生活困窮者自立相談支援事業業務委託ほか1件の委託料、並びに失業等により住居費を払えなくなった者等に支出した住居確保給付金であります。

次に、決算書125ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費の支出済額は1億8,452万445円であります。

備考欄で主なものを御説明申し上げます。

事項、生活保護管理運営費は、嘱託員2人分の報酬、保護課職員18人分の給与費、生活保護システムの保守業務委託ほか3件の委託、平成27年度生活保護費等国庫負担金の実績額確定による差額分の国庫支出金等精算返納金などが主なものであります。

次に、事項、生活保護適正実施推進事業費では、生活保護の適正な運営を確保するために、生活保護面接相談員など6人分の嘱託員の報酬、及び社会保険料などが主なものであります。

次に、事項、被保護者就労支援事業費の主なものは、被保護者の就労を支援し自立を助長するための就労支援員1人分の嘱託員報酬、及び社会保険料などであります。主要施策の成果にあります、これにより就労を開始し、収入が安定し、16世帯が保護廃止となっております。

次に、3款4項2目扶助費の支出済額は、

16億2,663万6,138円であります。

127ページをお開きいただき、備考欄をごらんください。

9項目の扶助費を支出しておりますが、ごらんのとおり、支出状況として医療扶助費が突出しております。次いで、生活扶助費、住宅扶助費が多額を占めているところでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

決算書の31ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金の収入済額12億5,971万6,452円は被保護者就労支援事業に要した費用の4分の3を被保護者就労支援事業費負担金として、また生活保護費として支出した費用の4分の3を、生活保護費負担金として国から受け入れたものであります。

また、7節生活困窮者自立支援事業費負担金1,193万8,125円は、生活困窮者自立支援事業に要した費用の4分の3を国から受け入れたものであります。

次に、35ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金、4節生活保護費補助金の収入済額1,037万円は、生活保護面接相談員など6人分の嘱託員の雇用に要する経費について補助金を受け入れたもので、6節生活困窮者自立支援事業費補助金の収入済額349万1,000円は、生活困窮者自立支援事業の任意事業であります就労準備支援事業と学習支援事業に係る経費のうち、就労準備支援事業は3分の2を、学習支援事業は2分の1を補助金として受け入れたものであります。

次に、39ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金の収入済額3,227万919円は居住地や帰来場所がない者、例えば長期入院等による被保護者分について市が支弁した保護費、保護施設事務費等の4分の1に相当するものについて、県負担金を受け入れたものであります。

次に、49ページをお開きください。

16款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の保護課分は、備考欄、行旅病人取り扱い事務委託金であります。これは、行旅死亡人の葬祭に要した費用について、県から委託金として受け入れたものであります。

次に、63ページをお開きください。

21 款 5 項 4 目雑入、1 節雑入の保護課分は、68 ページをお開きください。備考欄の生活保護費返納金であります。

生活保護費返納金（滞納分）は、過年度分の保護費返納金で、その下、生活保護費返納金は現年度分の保護費返納金、その下、生活保護費徴収金は現年度分の生活保護法第 78 条に規定する生活保護費の不正受給と判断した分の返還金であります。

不納欠損額は、2 件の 43 万 1,630 円であります。これらは保護者死亡等により徴収不能となり、5 年の時効を経過したものなどであります。

収入未済額は 117 件、2,448 万 9,147 円であります。これらは保護費返還金であります。徴収については組織的に取り組んでいるところではありますが、生活困窮者であり、返還に当たり余裕のない生活費から徴収することから、厳しい状況であります。今後も鋭意、徴収努力を続けていく考えであります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

---

△子育て支援課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、子育て支援課の審査を行います。

---

△議案第 117 号 決算の認定について

（平成 28 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（福田俊一郎）子育て支援課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）決算附属書は 90 ページをお願いいたします。

まず 1 番目でございますが、女性・家庭児童相談事業におきましては、要保護女子の相談、児童虐待等に関します児童家庭相談等を実施いたしました。

右側、91 ページになります。

2 番目の子育てと仕事が両立できる環境づくりでは、保育ニーズに対応した延長保育、一時預かり等の保育対策事業のほか、病児保育、育児支援等を行うファミリー・サポート・センターの運営、

親子で参加を促す育児リフレッシュ事業などを展開し、また受け入れ施設の整備に対する補助等を行ったものであります。

めくっていただきまして、93 ページをお願いいたします。

3 番目の生活を支える子育て支援の充実にしましては、児童手当の支給、ひとり親家庭への児童扶養手当の支給等が主なものでございます。

さらにめくっていただきまして、94 ページ、4 番目の児童クラブの拡充にしましては、市内 23 の放課後児童クラブの運営並びに施設整備等に対する補助等を実施いたしました。

右側、95 ページ、5 番目となります。

特定教育施設、地域型保育事業の運営では、認定こども園 5 施設、保育施設 25 施設、地域型保育施設 7 施設等に対します事業運営費の給付をしたところでございます。

めくっていただき、また 96 ページになりますが、6 番目のひとり親家庭等の生活の安定と向上では、ひとり親家庭等への医療費助成と、母子家庭自立支援等に向けた資格取得等の支援を実施いたしました。

7 番目の子どもの健康と福祉の充実にしましては、高校生終了年齢までの医療費の全額助成を実施したところであります。

加えまして、8 番目、最後になりますが、就園援助体制等の充実にしましては、国の幼稚園就園奨励事業に基づく保育料等の免除に伴い、私立幼稚園の設置者に対しまして、補助を実施したものでございます。

以上が、子育て支援課の施策概要であります。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、子育て支援課分について、当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、子育て支援課の平成 28 年度決算について、まず歳出から御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の 121 ページをお開きください。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費、支出済額は 9 億 7,123 万 4,380 円でございます。事項、児童福祉管理費の主なものは備考欄をごらんください。

行政事務嘱託員 3 人、ファミリー・サポート・センター業務嘱託員 1 人、子ども子育て支援会議

委員報酬１４人と職員１３人の人件費、地域子育て支援センター病児保育事業、育児リフレッシュ事業等の委託料、延長保育事業補助金、障害児保育事業補助金、一時預かり事業補助金が主なものでございます。

最下段、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成２７年度分地域子ども子育て支援事業精算確定に伴うものでございます。

あけていただきまして、１２３ページ、事項、児童福祉施設整備費は、保育所等整備交付金事業と安心子ども基金事業を活用した保育所等の整備、及び大規模修繕を行った事業所に補助金を交付いたしました。

１点目、県の安心子ども基金事業を活用いたしました、せんだい幼稚園大規模改修工事に対する補助金でございます。せんだい幼稚園の建物、床下部分に不陸、これは空洞部分がございまして、この部分の改修とあわせ、施設のリニューアル化を行っております。なお、平成２７年、２８年の２カ年の明許繰越事業で完了いたしました。

２点目、川内すわ保育園増改築工事を行いました。１７０人規模の保育園を改築いたしました。平成２７年度、２８年度の２カ年事業で債務負担行為を設定し、事業を行いました。国補助金は保育所等整備事業補助金を活用しております。なお、認定こども園への移行がございまして、本年４月から１号認定９人、２号、３号認定１６１人の認定こども園としてスタートしておりまして、旧園舎につきましては病児保育事業、放課後児童クラブ、地域子育て支援センターとして活用しております。

３点目、入来地域の認定こども園びばあ、増改築工事を行いました。これにつきましては、老朽化した施設の移転新築で、入来区画整理地内に新設されました認定こども園として、１号認定１５人、２号、３号認定８０人の合計９５人定員で運営されております。財源といたしましては、１号認定部分に県の安心子ども基金を活用し、２号、３号部分に保育所等整備事業補助金を活用したところでございます。なお、平成２７、２８年度の２カ年事業で債務負担行為を設定し、事業を行いました。

４点目、天辰区画整理地内にりぼん保育園を開設されました。これは定員６０人の保育園で、祁答院町の藺牟田地域の岡野会が設立いたしました。

本年４月１日からスタートしております。国の補助金は保育所等整備補助金を活用しております。りぼん保育園につきましては木造建築で、２８年度の単年度で完成しておるところでございます。

最後５点目、平佐町のスーパーのマルナカ近くに小規模保育所の静薫保育園を建設したもので、青山町の青山福祉会が設立したもので、平成２９年度までの明許繰越事業となっております、保育所等整備交付事業を活用しております。７月１日に完成いたしまして、ゼロから２歳児までの定員１９人の小規模保育事業所として、また定員４０人の放課後児童クラブも併設しているところでございます。

次に、事項、女性・家庭児童相談費は、女性・家庭生活支援相談員３人に係る人件費ほか、婦人相談及び児童相談管理システムの保守委託料が主なものでございます。

事項、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は、平成２７年度に実施いたしました臨時特例給付金事業の精算確定による国庫支出金等精算返納金でございます。

事項、幼稚園就園事業費は、私立幼稚園２園分の私立幼稚園就園奨励費補助金と私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金でございます。

事項、利用者支援事業費につきましては、保護者や妊娠している方等が教育・保育施設や地域の子育て支援センター等を円滑に利用できるようサポートするもので、子育て支援課内に子育て支援員を配置し、支援をしたところでございます。

事項、保育対策総合支援事業費補助金は、保育士確保方策として、保育所の事務補助を行う臨時職員を雇用した４カ所の保育園に、また事故防止のためビデオカメラを設置した１１カ所の保育園に、業務効率化を行うため保育所支援システム導入を行った２２カ所の保育園等に補助金を交付しております。

２目児童措置費、支出済額１７億１,９３０万円でございまして、内容は児童手当と過年度分の精算による国庫支出金等精算返納金でございます。

３目児童館費、支出済額１億８,８３６万１,１６０円でございまして、内容は永利児童クラブ駐車場進入路整備工事につきましては、永利児童クラブは小学校の敷地内にございまして、隣接地に教頭住宅があったのでございますが、老朽化により取り壊されました。この跡地を児童クラブ

の駐車場として活用することになりまして、進入路を整備したものでございます。

放課後児童クラブ運営補助金ほか7件は、23の放課後児童クラブに対する運営補助金等でございます。

4目保育園費、支出済額33億1,762万9,520円でございます。内容は下甌保育所の保育士業務嘱託員2名に係る人件費、あけていただきまして125ページ、里保育園の指定管理料、そして本土地域の保育園と認定こども園、それに地域型保育事業所の運営費として支払います扶助費でございます。

執行残についてですが、扶助費で2億1,689万763円残がございます。この理由といたしまして、子ども子育て新制度になりまして2年目です、運営費の積算、特に各種加算等の確認につきまして相当数の時間を要したために、補正対応ができませんでした。今年度につきましては、ちょうど制度が3年目になりまして、ある程度、制度が成熟しつつあると思いますので、今後、適正な予算運営に努めていきたいと考えているところでございます。

5目母子福祉費、支出済額6億410万4,343円でございます。事項、母子福祉対策事業費の主なものとはひとり親家庭等医療費助成、及び母子家庭自立支援給付金の扶助費のほか、母子寡婦福祉会運営費補助金等でございます。なお、国庫支出金等精算返納金につきましては、母子家庭等対策総合支援事業費の27年度分の精算確定によるものでございます。

事項、児童扶養手当福祉費は、児童扶養手当の扶助費でございます。なお、児童措置費の児童手当の中から800万円流用しております、これにつきましては年度途中で児童扶養手当の額改定がございまして、支払いに不足が生じる可能性があるため流用を行ったものでございます。

事項、母子生活支援措置費は、母子寮等への入所に要する扶助費で、3世帯6名分でございます。

あけていただきまして、127ページ、4款1項1目保健衛生総務費のうち、子育て支援課分は備考欄の事項、子ども医療費助成で、支出済額3億4,622万5,021円で、内容は審査集計機関への審査手数料、そして医療費助成の扶助費が主なものでございます。

子ども医療費が93%の執行率で、2,787万

8,979円の執行残が生じました。インフルエンザ等の流行がなかったことにより執行残が生じたものでございます。

なお、子ども医療助成費は9月の診療分から、対象を高校卒業年齢まで引き上げを行いました。5カ月分の平均といたしまして、ひと月約1,500円ぐらいで、金額で280万円ほど助成を行ったことで子どもに関する福祉の充実を行っているところでございます。

なお、以上説明しました歳出執行に当たりまして、50万円以上の予算流用で対応をしました状況について説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧をごらんください。

議会資料2ページをお開きください。本課における50万円以上の節間流用は2ページ最下段、1件でございます。

アクロシティ福祉総合システムにおける子ども子育て支援カスタマイズ業務、これにつきましては、保育料等を決定するシステムでございますが、このカスタマイズ業務に不足が生じたため、事項、保育対策総合支援事業補助金の19節補助金から、同事項13節委託料に64万8,000円を流用いたしまして、予算執行したものでございます。

以上、50万円以上の節間流用の対応状況です。

引き続き、歳入について説明いたしますので、歳入歳出決算書に戻っていただき、15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金でございます。内容は、備考欄記載のとおり、保育所保護者負担金＝保育料が主で、その他子育て支援短期利用負担金でございます。

不納欠損額16万5,890円は、私立保育園滞納分で、平成14年度から23年度分までの保育料滞納分につきまして、消滅時効によりまして18件の5人分を処理いたしましたものでございます。

また、収入未済は私立保育園の保育料が主なもので、現年分327万7,150円、滞納分838万1,730円、及び子育て支援短期利用負担金2万7,000円でございます。

保育料の収納対策といたしましては、督促手数料をあわせて、平成25年度から各保育園の園長をお願いいたしまして収納業務委託を実施し、収納対策を図るとともに、児童手当を窓口払いといたしまして、手当から納入を促しているところで

ございます。

実績といたしまして、平成27年度末の収入未済が1,409万1,080円でしたので、差し引き、今年度は243万2,200円収入未済額が減少したところでございます。

次は、27ページをお開きください。

14款2項2目民生手数料、1節民生手数料は、児童手当受給証明手数料でございます。

次の2節督促手数料は、保育料滞納分に係るもので、不納欠損額1,200円は平成14年度から23年度の5人分について、保育料とあわせ処理いたしましたものでございます。収入未済額7万5,300円でございます。

次に、31ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金でございます。3節児童福祉費負担金のうち、子育て支援課分は備考欄二つ目の※になります。児童扶養手当、児童手当、保育所運営に充てる子どものための教育・保育給付費負担金等の国庫負担金でございます。

次は33ページ、2項国庫補助金でございます。子育て支援課分は、備考欄下段、2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金のうち、備考欄二つ目の※児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金で、女性相談員の人件費等に対する補助でございます。

次の3節児童福祉費補助金は、主なものは保育所等整備交付金、あけていただいて次ページ、13事業児童クラブ延長保育等々に充てる子ども・子育て支援交付金等で、合計9件の国からの補助金でございます。収入未済額につきましては、28年度分の小規模保育所の保育所等整備事業が明許繰越になった関係で収入未済となっておりますのでございます。

次は、37ページ、8目教育費補助金、3節幼稚園費補助金で、就園奨励費補助金の私立幼稚園分でございます。

次は、39ページをお開きください。

16款1項県負担金、1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金でございます。子育て支援課分は備考欄二つ目の※子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当等の県負担金でございます。

次は、あけていただきまして41ページ、2項2目民生費補助金。子育て支援課分は3節児童福祉費補助金で、安心子ども基金総合対策事業費補

助金は認定こども園大規模改修補助金等に、保育対策総合支援事業費補助金は保育所の保育士確保対策の補助金として、子どものための教育・保育給付費地方単独補助金、これは認定こども園運営費の一部補助金でございまして、ひとり親家庭医療費助成事業補助金、地域子育て支援事業13事業に充てる地域子ども・子育て支援事業補助金等の県補助金でございます。

あけていただきまして43ページ、3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金、子育て支援課分は乳幼児医療費補助金でございます。

次は、49ページをお開きください。

3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、子育て支援課分は権限委譲事務委託金等で、調定、収入額とも2万4,154円で、統計調査に対する謝金と県からの母子寡婦資金貸付事務委託金でございます。

67ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入の子育て支援課分は備考欄下段、子ども手当返納金分が2名分、保育所運営費精算返納金は保育給付費精算確定に伴う6保育所分、子育て支援短期利用負担金はショートステイ等過年度利用料3名分、児童扶養手当返納金は4名分、以上、雑入でございます。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）保育所、幼稚園についてですが、今度、本会議で教育長が小中学校についてはですね、エアコンの設置ということを検討するという答弁があったわけですけど、保育所、幼稚園についての実態などはどうなのでしょう。

○子育て支援課長（知識伸一）保育所にエアコンがついているかということでございますか。本土地域の保育園はいずれも私立の保育園でございまして、ほぼ全てにエアコンは設置されていると思っております。

○委員（井上勝博）幼稚園は。

○子育て支援課長（知識伸一）済みません、公立は教育委員会の管轄なものですから、私のほうではちょっと。私立分につきましては、エアコンは設置済みであると。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

○委員（井上勝博）あと、病児保育のことなんですけれども、病児保育の場合ですね、これ、一

時的な預かりで、利用料というのはどうなっているのでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一） 病児保育、病気のお子様を預かるところで、今あるのが、関病院さんが1カ所、それから、今年から川内すわ保育園さんが病後児保育、病気が終わった後をされるということで、今2カ所にふえておりまして、利用料金は1日当たり1,000円いただいているところでございます。

○委員（井上勝博） 自治体によっては、市内と市外をですね、区別して、市外の方の利用料と市内と違うようにしているんですが、それは一緒ですね。

○子育て支援課長（知識伸一） はい、一緒でございます。

○委員長（福田俊一郎） ほかにありませんか。  
質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第117号、決算の認定について、平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、本委員会附託分の質疑は全て終了いたしましたので、これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

ただいま、討論の声がありましたので、これより討論を行います。

まず、反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 今回の市民福祉関係で言いますと、一つはやはり国保、介護の繰入ですね、繰入についての国保が2億5,000万円、法定外繰入ですね。それから、介護保険は繰入しておりません、法定外がありません。これがやっぱり、一つ指摘をしたいと。

もう一つは、乳がん検診の対象年齢を30歳代ではなく、40歳代に引き上げたということによってのやっぱりリスクという問題があります。

それから、もう一つはマイナンバー、個人番号制度ですけど、個人番号制度は非常に危険です。本人が知らない間に収集されるということも大いに考えられるわけで、非常に危険なものをですね、導入しているということで反対をいたします。

○委員長（福田俊一郎） 次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。

本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（福田俊一郎） 起立多数であります。

よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

なお、先ほど認定いたしました議案第129号の討論の中で、井上委員のほうから、決算というべきところを予算と発言したということで訂正の申し出がありますので、御了承願います。

（34ページで訂正済み）

○委員（井上勝博） ありがとうございます。

---

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について

○委員長（福田俊一郎） では次に、陳情第4号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお諮りします。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についてを日程に追加し、これを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議なしと認めます。

よって、この件を日程に追加して、これを議題といたします。

〔意見書（案）配付〕

○委員長（福田俊一郎） まず、書記に意見書（案）を配付させます。

それでは、書記に意見書（案）を朗読いただきます。（朗読内容は省略、巻末に意見書（案）を添付）

○委員長（福田俊一郎） それでは、この意見書（案）について、何か御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御意見はありませんので、文言等の軽微な変更につきましては、正副委員長に御一任いただくこととして、委員会として本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますですが、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、  
本意見書（案）を提出いたします。

---

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（福田俊一郎）以上で、日程の全てを  
終わりましたが、委員会報告書の取りまとめにつ  
いては、委員長に御一任いただくことに御異議あ  
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。  
よって、そのように取り扱います。

---

△開 会

○委員長（福田俊一郎）それでは、閉会いたし  
ます。



## 【卷末資料】

意 見 書 案



発議第 号

若者も高齢者も安心できる年金制度の  
実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
市民福祉委員会  
委員長 福田 俊一郎

#### 提 案 理 由

年金の減額は、高齢者にとって深刻な問題であり、年金支給開始年齢の更なる引上げは、これから受給を迎える世代にとっては、年金が減額することとなり、将来世代への影響も懸念される。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

---

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現  
を求める意見書（案）

国は、平成25年度から特例水準を解消すると  
して、3年間にわたり実質2.5パーセントの年金  
を減額しました。特に平成27年度では、年金  
額を増額したものの、初めてマクロ経済スライド  
を適用し、特例水準の残りの0.5パーセントの  
削減とマクロ経済スライドによる0.9パーセン  
トの削減と合わせて実質1.4パーセントの削減  
となりました。さらに、平成29年度から0.  
1パーセントを削減しました。

年金は、そのほとんどが消費に回ることから、  
年金の減額は、高齢者にとって深刻な問題であり、  
年金支給開始年齢の更なる引上げは、これから受  
給を迎える世代にとっては、年金が減額すること  
となり、将来世代への影響も懸念されます。

また、多くの公共料金が月払いとなっており、

諸外国と同様に、年金も隔月支給から毎月支給に  
改める必要があります。

よって、下記事項について、有効な措置をとら  
れるよう要望いたします。

#### 記

- 1 これ以上、年金を引き下げないこと。
- 2 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に  
改めること。
- 3 年金支給開始年齢は、これ以上に引き上げな  
いこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書  
を提出します。

平成29年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務  
大臣、総務大臣、厚生労働大臣

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 福田俊一郎